

平成18年3月23日
消 防 庁

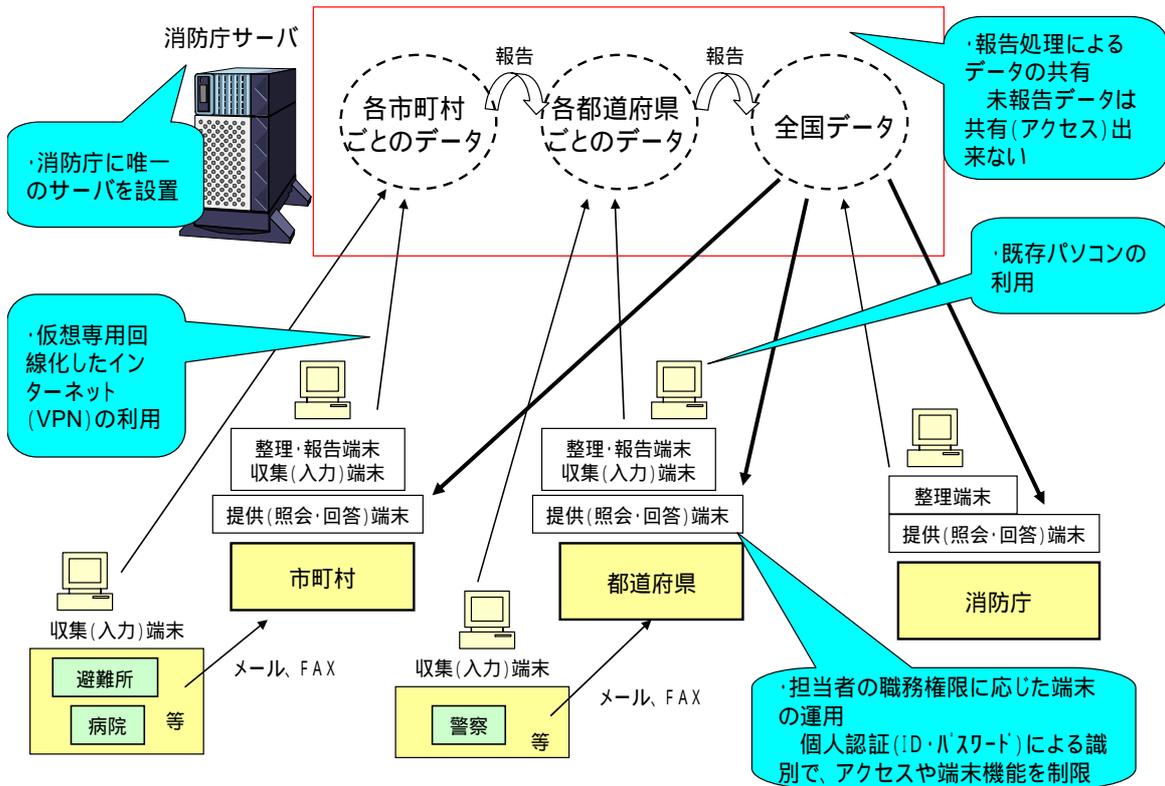
武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会の報告書

国民保護法においては、武力攻撃事態や緊急対処事態において、地方公共団体が住民の安否情報を収集し、総務大臣に報告した上で、総務大臣及び地方公共団体の長が国民からの安否照会に対し回答することを規定しています。

標記検討会においては、これらの事務を円滑かつ適切に実施するための方策を検討してきたものであり、今回その報告書を別添のとおり取りまとめました。

特に、その方策の一つとして、消防庁においては、平成18年度に、下記の安否情報システムを作成し、全地方公共団体において、国民からの安否照会に対して回答することが可能な仕組みを創設する予定としています。

安否情報システム(仮称)の構成 (イメージ)



(連絡先)
担当：消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室
坂越課長補佐・松本
電話：03-5253-7550
FAX：03-5253-7543

**武力攻撃事態等における安否情報のあり方
に関する検討会**

報告書

平成18年3月

目 次

〔報告書〕

| | |
|---------------------------------------|----|
| ○報告書（概要） | 1 |
| ○報告書 | |
| 1 検討会の背景 | 5 |
| 2 関係法制度についての基本的な考え方 | 5 |
| 3 民間事業者等の既存の安否取扱機関との適切な役割分担について | 6 |
| (1) 基本的な考え方 | 6 |
| (2) 「安」情報の役割分担 | 8 |
| (3) 「否」情報の役割分担 | 9 |
| 4 安否情報事務及びシステムの具体的な運用について | 10 |
| (1) 安否情報システム | 10 |
| (2) 関係機関からの収集等 | 11 |
| (3) 入力方式 | 12 |
| (4) 整理・報告・更新 | 14 |
| (5) 回答 | 14 |
| 5 具体的な回答方法及び基準 | 15 |
| (1) 回答対象情報 | 15 |
| (2) 照会方法 | 15 |
| (3) 行政保有情報の有無 | 16 |
| (4) 照会者の本人確認 | 16 |
| (5) 本人の同意・不同意 | 17 |
| (6) 親族・同居者・知人であることの確認 | 18 |
| (7) その他留意点 | 18 |
| 6 外国人等に係る回答 | 18 |
| 7 人員不足の補完方策 | 19 |
| (1) 応援要請等 | 19 |
| (2) システムの充実及び積極的活用 | 19 |
| (3) 全地方公共団体による回答 | 19 |
| (4) 企業派遣社員の活用 | 19 |
| (5) 避難住民のボランティアによる協力を活用 | 20 |
| (6) 国の回答体制の充実 | 20 |
| 8 業務内容の周知徹底等 | 20 |
| 9 対外的公表 | 20 |

| | |
|-----------------|----|
| (1) 国民保護法の制度 | 20 |
| (2) 統一的運用の検討 | 21 |
| (3) 公表主体 | 22 |
| 10 自然災害や事故等への活用 | 22 |
| (1) システムの活用 | 22 |
| (2) 情報共有方式の活用 | 23 |

[参考資料]

| | |
|--|----|
| 資料1 武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会 委員 | 30 |
| 資料2 ジュネーブ条約第1追加議定書 (抜粋) | 31 |
| 資料3 国民保護法 (抜粋) | 32 |
| 資料4 国民保護法施行令と住基法・戸籍法の比較 | 33 |
| 資料5 国民保護法施行令 (抜粋) | 34 |
| 資料6 国民の保護に関する基本指針 (抜粋) | 37 |
| 資料7 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (抜粋) | 40 |
| 資料8 個人情報保護法及び条例における第三者提供の関連規定 | 41 |
| 資料9 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (抜粋) | 45 |
| 資料10 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイドライン (抄) | 46 |
| 資料11 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書 (抄) | 48 |
| 資料12 法制審議会 (平成17年10月6日諮問第74号) | 49 |
| 資料13 大規模地震時における安否情報等のあり方検討委員会 報告書 (抄) | 50 |
| 資料14 武力攻撃事態・緊急対処事態 | 51 |
| 資料15 最近のテロ事案等 | 54 |
| 資料16 安否情報の扱いについての諸外国の状況 | 55 |
| 資料17 OECD理事会勧告8原則 | 56 |
| 資料18 諸外国の個人情報保護制度 (安否情報関係) | 57 |
| 資料19 安否情報収集・提出に関するアンケート調査結果 | 63 |
| 資料20 民間安否情報システムの比較 | 73 |
| 資料21 安否情報伝達の沿革 | 74 |
| 資料22 安否情報のニーズ | 75 |
| 資料23 安否情報に関する調査結果 | 76 |
| 資料24 安否情報伝達の通信手段の変化 | 79 |
| 資料25 負傷及び死者情報の取扱い現状 | 81 |

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する

検討会報告書（概要）

1 法制度の基本的な考え方

- 国民保護法の安否情報関係の立法趣旨は「家族がその近親者の運命を知る権利」（ジュネーヴ条約）を満たすことである。
- そのため、「照会」に対する「回答」の制度が創設（個人情報保護法の特別法）された。
- その際、「個人の情報の保護に十分留意」（95条）が必要とされている。
- 「公表」は、個人情報保護法や条例に基づき、各団体の個別の判断が必要である。
- 個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、必要な保護を図りつつ、国民一人ひとりの利益となるような安否情報事務の運用を行うことに留意する必要がある。

2 民間との適切な役割分担

- 行政側は、①避難・救援の活動が優先し、②マンパワーの限界があるほか、③回答開始まで時間を要するため、民間事業者や警察・病院等の既存の安否提供システムとの協働が不可欠である。
- 特に、「安」情報（避難住民等の情報）は、携帯電話での連絡や民間事業者（NTT、NHK等）が中心的役割を担う。
- 「否」情報（負傷者や死者の情報）は、従来、警察や病院が対応してきた。
- このように、従来、民間事業者や警察、医療機関、地方公共団体等は、安否情報の提供について、それぞれのメディアを活用し、重要な役割を広く果たしてきた。

- 国民保護法の安否回答事務は、従来の情報提供（警察、病院、民間サービス）に加えて、「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすため、より手厚く、+αの措置として、既存スキームから漏れた者等の安否回答を可能とする仕組みと位置付けることが適当である。

3 安否情報システム（別添イメージ図）

- 入力、情報整理及び共有を全国の地方団体間で可能にする効率的な安否情報システムを開発・整備し、19年度より運用を開始する予定となっている。
- 全国統一の情報を全地方団体で共有することにより、国民が全国どの地方団体にも安否情報の照会を可能なものとする。
- 情報セキュリティ対策を万全に講じる。

4 関係機関の協力等

- 避難住民は避難施設、負傷者は病院、死者は警察からの積極的な情報収集・協力が必要であり、事前に各地域で協議し、具体的方法を決めておくことが適当である。
- 入力等に際しては、企業や避難住民、ボランティア、NPO等による協力を、契約締結等により個人情報保護に配慮しつつ、積極的に活用すべきである。その際、事前に協力者を登録しておくことが適当である。
- 応援協定や要請等を活用し、近隣の地方団体からの職員派遣を積極的に活用すべきである。

5 回答方法

- 行政が保有する情報であるかどうかのみについては、本人確認を要せず、インターネットによる氏名等での検索（照会）を可能とする。
- 一般的な照会は、照会者の本人確認を実施（原則は窓口で実施）することとする。

- 照会者が被照会者の親族・知人の場合（書面により形式確認）、被照会者が積極的に不同意の場合を除き、回答を行う。また、被照会者が意識不明者等の場合、公益上の必要性等を踏まえ、原則として回答を行う。
- 照会者が親族・知人以外の場合、原則として、被照会者が回答に同意する場合において、回答を行う。
- なお、公表を希望する者の情報は、ホームページや報道提供により広く国民に情報提供すべきである。

6 外国人等に係る回答

- 国民保護法に基づき、外国人に係る照会は、日本赤十字社が、安否情報システムにより共有した情報により回答を行う。地方公共団体がこれを補完することも可能とする。
- 国内の外国人からの照会は、窓口における本人確認を実施した上で回答する。
- 在外邦人が照会する場合は、原則として、電話・メール・FAX等により照会及び回答を行う。

7 対外的公表

- 対外的公表について、回答主体の各地方団体等の個別の条例解釈が必要である。
- 一方、統一的な運用の必要性も大きいため、その方策が今後の課題となる。
- その際、極めて大規模な武力攻撃災害が発生し、今回の前提とした既存システムが機能せず、当該制度趣旨が果たされなくなっている場合や、意識不明で身元の確認できない患者で、当該安否情報を公表することにより家族等がより早く患者を捜しあてることが可能になると判断できる場合、等においては、公表の必要性が高い。
- 公表主体は、安否情報システム導入前と同様、原則として、情報収集（入力）市町村及びその都道府県、国のみが可能とすべ

きである。

- 今回の国民保護法に基づく安否情報の回答事務については、警察、病院、民間サービス等による従来の情報提供の仕組みに制限を加える趣旨ではないことに留意が必要である。

8 その他

- マニュアル作成、研修会、訓練等により、全地方団体職員に具体的な運用の定着を図ることが重要である。
- システムの有効性を踏まえ、自然災害や事故等において安否情報システムを活用することについても十分検討される必要がある。また、全地方団体による情報共有や回答方式については、応援協定の締結等がなされれば可能と考えられる。

武力攻撃事態等における安否情報の あり方に関する検討会報告書

1 検討会の背景

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という）が平成16年9月に施行された。
- (2) また、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「ジュネーヴ条約」という）第32条及び第33条においては、「家族がその近親者の運命を知る権利」に基づき、行方不明であると報告された者の搜索が紛争当事者に義務づけられ、その情報伝達が紛争当事者及び各国赤十字社に義務づけられている。
- (3) 同条約の規定を踏まえ、国民保護法においては、第94条から第96条までにおいて、市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集、整理及び総務大臣への報告と、総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の照会に対する回答等が義務づけられた。
- (4) 自然災害や事故時においても、被災者の安否情報に対する国民のニーズは大変大きいものがあったが、国民保護法において初めて、法律上の安否情報の収集・回答についての根拠規定が設けられたこととなる。
- (5) 一方、安否情報については、個人情報に該当することから、同法第95条第2項において、「個人の情報の保護に十分留意しなければならない」と規定されている。また、安否情報に係る事務執行については、国民の生命等を守るための避難、救援等の国民保護措置を実施する中で、実施する必要があることや、対象情報も膨大な数となることが想定されることから、「効率的なシステムの検討」が不可欠とされている（国民の保護に関する基本指針（17年3月閣議決定。以下「基本指針」という））。
- (6) 以上のことから、家族が近親者の運命を知る権利、個人情報の保護、効率的なシステム等を十分踏まえた国民保護法に基づく安否情報事務の具体的運用について、本検討会において検討してきたものである。
（関連する条約、法令、閣議決定等については別添を参照）

2 関係法制度についての基本的な考え方

- 国民保護法の安否情報の関連規定の立法趣旨は、「家族がその近親者の運命を知る権利」（ジュネーヴ条約第1追加議定書。「the right of families to know the fate of their relatives」）を満たすためのものである。
- その目的を達成するため、同法95条1項において、「照会」に対する「回

答」の制度が用意された（「公表」とは規定されていない）。このことは、同2項で「前項の場合において」「個人の情報の保護に十分留意」と規定されていることから、1項においては「公表」は制度として原則的には予定されていないと考えられる。

- 安否情報の「照会」に対する「回答」については、行政機関個人情報保護法第8条第1項に規定する「法令に基づく場合」や各地方公共団体の個人情報保護条例の同様の規定に該当するため、当該事務の具体的な運用は国民保護法に基づき解釈されることとなる。その際は、上記立法趣旨を踏まえるとともに、同法第95条2項に基づき、「個人の情報の保護に十分留意」することが必要である。この場合、当該「個人の情報の保護」の解釈基準として、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法律等における解釈や具体的な運用基準等を拠り所とすべきと考えられる。
- 国民保護法第95条第2項に基づく「個人の情報」とは、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法における「個人情報」の定義規定「生存する個人に関する情報」と規定ぶりが異なり、情報公開法第5条第1号の「個人に関する情報」と同様の規定ぶりである。同法の解釈においては、当該「個人」には、生前に不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不相当との理由から、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるとの解釈が取られている。また、地方公共団体の個人情報保護条例のうち、個人情報保護法等の制定前に制定されたもの等においては、同様の規定ぶりを取っているものも多い。また、近年、死者の個人情報の開示請求権者を一定の遺族に認める条例規定を設ける団体も増加してきており、これらの地方公共団体では、保護される個人情報として死者の個人情報も含める解釈を取っている団体も多い。

国民保護法に基づく安否情報については、その対象者は避難住民、負傷者、死者であり、負傷者が死者に移行するケースも多く、その場合は上記情報公開法と同様の考え方が当てはまること、条文の規定ぶりも生存する個人に特定されてはいないこと、等を踏まえれば、第95条第2項の「個人の情報」には死者の個人情報も含まれると解することが適当である。

- また一方で、個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、必要な保護を図りつつ、できる限り国民一人ひとりの利益となるような安否情報事務の運用を行うことに留意する必要がある。

3 民間事業者等の既存の安否取扱機関との適切な役割分担について

(1) 基本的な考え方

- 武力攻撃事態及び緊急対処事態（以下「武力攻撃事態等」という）におけ

る安否情報事務の具体的な運用を検討するに当たっては、他の国民保護措置の検討と同様、過去の自然災害や事故時等における運用を十分に参考にすることで、構築していくことが最も有効と考えられる。

- この場合、安否情報の取扱いについては、無事である者に係る情報（「否」情報以外の情報をいう。以下「安」情報という）と、死者及び負傷者（「病院に入院する者」と定義する）に係る情報（以下「否」情報という）に分けて検討することが有効である。
- また、国民保護関係の業務については、避難誘導や救助等の国民の生命等を守るための事務が安否情報事務に優先されること（基本指針等）、物理的なマンパワー不足等から、安否情報の関係機関からの収集、入力、回答体制の構築までには、一般的に最低でも1日近くは要することが多いと想定される。一方で、安否情報への国民のニーズは、過去の災害時等においては事態直後が格段に高い状況となっている。従って、特に事態当日の安否情報については、民間サービス等の従来の仕組みによる提供が特に重要となるものと考えられる。
- 従来、民間事業者や警察、医療機関、地方公共団体等は、安否情報の提供について、それぞれのメディアを活用し、重要な役割を広く果たしてきた。従って、国民保護法に基づく安否情報事務を地方公共団体が実施するに当たっては、従来有効に機能してきた民間事業者や警察、医療機関等が行う安否情報の提供の仕組みとの間において、それぞれの特性を踏まえつつ、適切な役割分担を図り、総合的に国民の安否情報のニーズが満たされるようにしていくことが極めて重要である。また、国民のニーズの高い事態当日においては、民間サービス等の従来の仕組みでの対応が特に重要となる。
- 以上のことから、今回の国民保護法に基づく安否情報事務は、警察、病院による対応や民間サービス等からによる従来の情報提供・公表に加えて、「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすため、より手厚く、 $+\alpha$ の措置として、新たに照会に対する回答の仕組みを設けるものと位置付けることが適当である。従って、今回の安否システムは既存の提供スキームを置き換えるものでなく、結果としてむしろセーフティネットとして、既存スキームから漏れた者等の安否回答を可能とする仕組みと考えるべきである。
- 国民保護法に基づく安否情報の対象者は、同法第94条第1項において「避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報」と定義されており、これらの者以外の行方不明者や連絡不明者等を対象としていないことや、連絡不明者等については民間サービスの活用も有効であることについて、照会先窓口案内やインターネット等において国民によく周知をしておく必要がある。

(2) 「安」情報の役割分担

- 「安」情報については、避難住民や帰宅困難者等が該当する例が多いと考えられる。なお、国民保護法における「安」情報の対象者たる「避難住民」とは、避難施設や収容施設に滞在する避難住民を対象としており、帰宅困難者や避難施設以外への避難者（自宅内避難を含む）は含まない（同法施行令第23条）。
- 避難所収容者数については、阪神大震災時は約30万人、中越地震時は約10万人の規模に上っており、それぞれの死者数（6434人と51人）や負傷者数（約4万人と約5千人）に比し、格段に多く、事務が膨大なものとなると推定される。
- 従来、以下の例のとおり、多くの民間事業者等が安否情報の提供を行い、特に「安」情報について重要な役割を広く果たしてきた。これらの情報はそれぞれ一長一短はあるが、総じて、被災者が「安」情報を自ら提供することが各システムの基本となっているため、「安」情報のみが基本的に扱われてきた。
 - ・ 固定電話を活用したNTTの災害用伝言ダイヤル「171」
 - ・ インターネットを活用したNTTのWEB「171」
 - ・ 携帯電話を活用したNTTドコモのi-mode 災害用伝言ダイヤル
 - ・ 情報通信研究機構のIAAシステム
 - ・ テレビやラジオを活用したNHKや民間放送による安否放送
- また、「安」情報については、近年、携帯電話やインターネットが広く普及したことや、電話の輻輳軽減手段の発達により、各個人が携帯電話やインターネット、公衆電話（災害時には災害時優先電話として利用可）、NTT等から割り当てられる特設公衆電話等を活用し、自ら必要な家族等に無事であることを知らせ得る機会が従来に比し、格段に増えているものと考えられる。
- 地方公共団体の「安」情報対応としては、避難所収容者が生じる災害（地震、豪雨等）において、市町村が中心となって、避難者名簿に基づき、電話等の安否照会に対して、各避難所又は市町村役場において回答されてきたが、応急的・限定的な対応が多い。
- 以上のことから、「安」情報については、各個人の自助や各民間事業者等の安否提供システムを安否確認の基本としつつ、それを補完する形で国民保護法に基づく「安」情報の照会・回答を位置付けていくべきと考えられる。この場合、行政側はこの役割分担を踏まえ、国民に対し、民間事業者サービス等の利用の啓発・普及を図っていくことが大変重要である。
- 一方で、武力攻撃事態等においては、行政側自身にとって、住民の安否や所在を確認することは、安否照会への回答だけではなく、住民の避難や救

援等の多くの国民保護措置を実施する上でも不可欠な情報と言える。特に、高齢者、障害者、子供等の災害時要援護者については、避難できずに取り残されている可能性もあることから、残留確認を行う上でも、避難所収容者の情報を早期に集めることは重要となる。また、避難所の運営に当たっても、通常の災害時と同様に、避難所収容者の人数や要援護者数等を把握することは、国民保護法上の救援（食品、被服、寝具、医療の提供等）を行うに当たり必須の情報と言える。なお、当該情報は安否情報の照会・回答のために収集するものであるが、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号や類似の条例の規定に該当することから、上記国民保護措置の実施に当たっても行政内部において活用することは問題はないと解釈される。また、念のため、情報の収集様式にはその旨明記することが適当である。

- 従って、避難所収容者の情報については、安否情報の照会・回答には、民間サービス等を補完する形で活用するものの、行政側の国民保護措置のニーズとして、必須であることから、可及的速やかに収集に努めることが重要である。

(3) 「否」情報の役割分担

- 「否」情報は負傷者（軽傷、中等傷、重傷）及び死者についての情報であるが、特に重傷者や死者等については、自力による安否連絡は困難なこと、民間サービスでも把握が困難なこと等から、「否」情報は上記「安」情報に比し、家族・知人等からのニーズはより大きいと考えられる。
- 従来、自然災害時や事故時の「否」情報については、一般的に、死者・負傷者については警察、負傷者については病院が中心となって、報道提供、窓口設置、電話対応、紙の貼り出し等により、情報が提供されてきた。
- 例えば、阪神大震災や中越地震の場合は、警察等の発表に基づき、死者（身元判明分。以下本段落において同様）のみを対象として、名前等が新聞報道された。また、地下鉄サリン事件の場合は、東京消防庁の調査等に基づき死者について、病院の調査等に基づき入院患者について、名前等が新聞報道された。尼崎列車事故の場合は、警察の発表に基づき、死者のみを対象として名前等が新聞報道されたほか、羽越線列車事故の場合は、警察等の発表に基づき、死者及び負傷者の情報について名前等が新聞報道された。報道期間については災害当日から数日間が多い。
- また、国民保護法に基づく「否」情報の収集に当たっては、実効性の観点から、主として、死者情報は警察より、負傷者情報は医療機関より収集することが最も有効と考えられる。その際、当該関係機関の協力義務については、国民保護法第94条第3項、同法施行令第25条、基本指針等において規定されているところであり、地方公共団体は、警察や医療機関など

と連携して収集する体制を整備する必要がある。

- この場合、これらの機関からの「否」情報は、避難住民の情報のような直接被災者自身から収集する1次情報ではなく、間接的に入手する2次情報となる。従って、当該情報については、入手先の警察及び病院において、これまでのルールに則り、第1次的に提供がなされることとなるため、地方公共団体においては、それを補完する形での照会・回答がなされることが望ましい。

4 安否情報事務及びシステムの具体的な運用について

(1) 安否情報システム

- 消防庁においては、効率的な安否情報システムを18年度中に国費により開発・整備し、19年度より運用開始を目指すこととしている。当該システムのイメージは資料4-2のとおりであり、都道府県及び市町村の庁舎、支所、出張所、避難施設、警察、病院等から消防庁に設置されたサーバーに、直接、情報を入力することを可能とする。
- 各地方公共団体はそれぞれの専用領域を消防庁サーバー内に有し、当該団体の区域内の関係機関からの入力情報は当該団体の情報とし、当該団体の職員が、内容を確認した上で、報告キーを押して初めて、消防庁への報告がなされる仕組みとする。
- 全国の関係地方公共団体より消防庁に報告された後は、重複整理が施された後に、全国統一の情報として、全都道府県及び市町村に共有される。
- 国民からの安否照会は、被災地のみならず、消防庁及び全地方公共団体においても行うこととする。この場合、遠隔地の家族・知人等から被災地への安否確認の電話、訪問等のある程度軽減できると考えられることから、従来災害実務上、安否情報に関連して問題となっていた電話輻輳等について一定程度の軽減が図られることが期待され、また、被災地の住民が安否確認をする際にも、混乱している被災地地方公共団体ではなく、近隣の被災地外の地方公共団体に照会することにより、迅速に回答が得られる等の効果が期待される。
- この方式については、全都道府県や抽出市町村の意向を確認したところ、殆どの団体において、災害時の相互扶助の観点から当該事務の協力は差し支えないとの回答を得ている。また、国民保護法上も、第95条において回答主体は「地方公共団体の長」と規定されており、②同法施行令第26条第2項においても安否情報を「保有している場合」に回答が必要なことから、法令に規定する当該地方公共団体の事務として、各団体が回答することは問題ないと解釈される。
- この場合において、被災地以外の地方公共団体における回答事務（窓口や

電話等)については、通常業務時間における対応を基本とする。なお、必要に応じ、個別の団体の判断により、夜間・休日等における対応措置を講じることは構わないこととする。

- 以上の入力や共有に当たっては、情報漏洩がないよう、別添のとおり、ファイア・ウォールの設置、仮想専用回線の使用、アクセス権限の限定使用、アクセス可能な端末機器の盗難防止、担当者の十分な研修、事態時の常時監視、マニュアルの事前配布、等、万全のセキュリティ対策を講じることが極めて重要である。
- なお、本システムは初めての仕組みであることから、上記を基本としつつも、訓練や実際の運用等も踏まえ、必要があれば柔軟にシステム内容を見直すことが必要である。

(2) 関係機関からの収集等

- 避難住民の情報については、一元化、効率性、実効性の観点から、避難所において收容者の情報収集を行うことを原則とする。避難所においては、收容者に別添1の様式を配布し、本人又は家族等が記入した上で、様式を回収し、回収した様式をパソコンにより上記安否システムのサーバーに直接入力することとなる。
- この場合、マンパワー不足を補完するため、様式の配布については、極力、避難住民自らが実施することが適当である。また、様式を回収する者については、個人情報保護との関係から、下記(3)の入力と同様、公務員が実施することに加え、守秘義務を宣誓させた委託業者や避難住民による協力等を積極的に活用すべきである。
- 負傷者や死者については、国民保護法令等に基づき、別添1及び別添2の様式に従い、主に病院や警察から情報提供してもらうこととなる。その際、情報提供に当たっては、迅速性やマンパワー等の観点から、差し支えない範囲で、警察や病院関係者が直接入力することの協力を事前に求めていくことが適当である。この点を含め、各都道府県や市町村においては、収集様式、その際の留意点、入力者、入力端末、入力アクセス権限の管理、入力以外の情報提供方策、情報提供頻度、情報提供連絡先、安否システム概要、等、各地域における具体的な連携方策や業務内容等を、予め、警察や近隣の病院関係者と協議し、周知していくことが重要である。協議については、国民保護計画の作成・修正や国民保護協議会、合同会議等の場等も積極的に活用することが重要である。
- 負傷者については、情報の有効性、病院側の負担軽減、重複情報の排除の観点から、病院に入院する者のみを安否情報の対象とすることで十分と考えられる。従って、病院においては、トリアージ時の情報ではなく、病院

搬送後に病院において作成される災害用患者リスト等を活用し、入院患者の情報について入力等の提供を行うことが適当である。

- 情報収集に当たっては、重複整理等に必要ことから、いつ現在（日時、分）の記入又は収集情報であるかを各様式に明示することとする。当該時間は、業務量軽減の観点から、様式にのみ記入し、入力・報告時には入力時間のみがシステム上自動的に明示されるようにする。
- 本名のほかに、通称をもって広く社会で認知されている者が、通称による安否情報システムへの登録を希望する場合には、本名の横に括弧書きで通称であることが分かるように記入し、提出を受け付けることとする。また、安否情報システムの入力に際しては、本名と通称で2人分の入力を行うが、システム上、通称についてはその旨分かるようにしておくことが望ましい。

(3) 入力方式

- 入力情報は膨大な量になることが想定されるため、優先度の高い情報から入力していくよう運用を工夫することが望ましい。
- 上記3の各情報の特性を踏まえた場合、まずは「否」情報を最も優先して入力することが重要である。また、入力情報量が膨大で、処理が追いつかない場合等には、例えば、氏名、(住所、生年月日)、避難住民又は死傷者該当性、情報提供に係る同意・不同意のみを先に入力し、最低限度必要な回答を可能とする情報入力を行った上で、他の情報は事後的に入力する方式も考えられる。この点は各地方公共団体において、事態に応じて臨機応変に対応することが必要となるが、予め、シミュレーション等により想定をしておくことも有効である。
- また、下記5(1)①から③の情報全てが判明してから入力するのではなく、当面判明した事項のみを入力し、事後、追加的に判明した事項を入力する方式も必要となると考えられる。
- 避難住民情報の入力については、死傷者に比し膨大な数に及ぶこと、避難施設は多数に及ぶこと、各避難所の運営自体にも必要な情報であること、各避難所地区の災害時要援護者等の安否確認のためにも必要な情報であること、等を踏まえ、極力、各避難施設において避難住民等の協力を得て入力が完結されることが望ましい。この場合、当該入力情報は個人情報であることから、個人情報保護条例との関係やセキュリティ対策を検討しておくことが重要となる。
- 個人情報保護条例については、行政機関個人情報保護法第6条第1項及び第2項と類似の規定に基づき、当該入力者との間において、契約等により「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な

管理のために必要な措置を講じ」させることが必要となる。従って、情報入力者が法人である場合には、当該法人と守秘義務契約を結び、セキュリティ対策研修等も実施することを前提に委託することとなる。避難住民の中から情報入力者を選択する場合は、自治会や自主防災組織の役員等のように平時より行政側との関係がある者等を選択し、当該入力者に個人情報の取扱いについての説明を行った上で、守秘義務遵守の宣誓書にサインをしてもらう等の措置を行うことが適当である。その際は、できる限り、事前に、自治会等の協力を得、各地域において当該手続を済ませておくことが望ましい。

- また、当該情報入力は安否情報回答に加え、避難住民の共助が不可欠な避難所運営の一貫でもあることから、そのような地域の共助体制を高める観点から、平時より、地域の自治会や自主防災組織、ボランティア、NPO、学校PTA、避難所施設の利用者団体等において、災害時の業務分担を話し合い、その一貫として、避難所台帳の管理の延長とも言える安否情報入力担当者を決めておくなどし、安否情報事務の趣旨や個人情報の取扱いの周知等を実施しておくことが望ましい。
- 一方、そのような事前準備が十分とは言えないケースが生じた場合においても、各避難所において、避難住民の中から適任者を決め、個人情報保護に関する同様の説明と守秘義務遵守の手続を行った上で、入力委託をすることも可能と考えられる。
- また、安否情報事務の円滑な実施において、マンパワー不足の中で、膨大な入力作業をいかに可能とするかは極めて重要な点である。このため、迅速な入力作業を支援する観点から、別添のイメージ図のとおり、国側が全国的に派遣可能な大企業数社と予め調整し、派遣登録を行い、訓練や研修等を通じシステム入力の定着を図り、事態が生じた場合は、概ね12時間以内の現地到着を目途に、できるだけ速やかに数十名から百名程度の入力担当社員を指定された被災地に派遣する仕組みを構築することを検討すべきである。この場合、国が事前調整した登録派遣会社と受入れ地方公共団体が、事前の調整内容に従い、守秘義務等を課した派遣契約を締結し、派遣されることとなる。当該契約費用は地方公共団体から支弁され、国民保護法第168条第1項に基づき、当該支弁費全額が、事後、国より負担金として当該地方公共団体に措置されることとなる。これらの派遣社員は、各市町村役場での入力、各避難所での入力、病院等での入力等が考えられるが、上述の趣旨に鑑み、特に優先される安否情報について、マンパワー不足が特に心配される市町村役場において入力することを基本とし、当該地方公共団体の判断で配置を検討することとする。この方式については、事態によっては、交通機関や道路状況が麻痺し、被災地方公共団体に到着

できない場合や、被災地方公共団体が混乱し、派遣企業社員を受け入れる体制がとれない場合等も想定される。そのような場合においては、入力箇所を被災地の近隣の地方公共団体に拠点を設ける等の方策も有効であると考えられる。

(4) 整理・報告・更新

- 地方公共団体内の情報について、役場、避難所、警察、病院等より、入力された情報は当該地方公共団体内の領域のみに保存されており、当該地方公共団体の担当職員が特段の問題がないことを確認し、報告キーを押すことにより初めて消防庁等に報告されることとなる。この場合、当該地方公共団体は、重複情報があった場合も、原則として、迅速性を優先して、重複情報のまま報告（システム上重複情報は色を分ける等により画面上明白になるようにしておく）し、報告後に、迅速に重複情報の入手先等に確認し整理を進める等を行うことが適当である。
- 更新については、余力がある場合は、内容に変更があった場合、適時適切に更新することが望ましい。しかし、実際の膨大な業務量の中での運用とならざるを得ないことや立法趣旨を踏まえ、安否情報については、避難住民、負傷者及び死者という各カテゴリーの内において滞在施設（居所）が変更しない場合は更新を不要とし、避難所を変更した場合や、転院した場合等のように滞在施設が変更になる場合は更新を行うことを原則とする。この場合、そもそも各情報の1次収集者・入力者は避難施設や病院等の各施設毎に決められていることから、滞在施設が変更になれば必然的に更新情報が新規情報としてシステムに入力されることとなり、その重複整理・確認を図ることにより、更新がなされることとなる。

(5) 回答

- 消防庁に報告された情報は、重複整理され（重複情報はその旨明白に分かる表示）、統一情報が安否情報システムにより全地方公共団体に共有され、当該情報に基づき、各地方公共団体が下記5の要領にて回答を行うこととする。
- 被災地以外の地方公共団体において照会窓口を設けることにより、被災地地方公共団体に対する照会件数は減ることが考えられるが、本人確認の電話やそもそも避難住民の家族の直近の市町村への照会は非常に多いと考えられるため、近隣の地方公共団体などと安否情報の回答のための職員を派遣するなどの応援体制についても検討しておく必要がある。
- 国や地方公共団体における安否照会の回答（行政保有情報の有無を含む）等を行う窓口、電話番号、メールアドレス、ホームページ、対応可能時間

等の情報については、平素から住民への広報・啓発に努めるほか、武力攻撃事態等においては、報道機関を通じることなどにより広く広報し、国民に周知することが重要である。特に、情報共有方式により全地方公共団体においても回答が可能であること（通常勤務時間内）については、そのメリットを最大限活かすため、積極的に周知を図る必要がある。

- また、回答時の個人情報の漏えいを防ぐため、データベースへのアクセス権限ルールを整備すること、回答者の要件を明確にすることなど一定のルールや情報漏えいが起きないような一定の配慮を行う必要がある。

5 具体的な回答方法及び基準

上記2及び3の基本的考え方や「家族の知る権利」を満たすという立法趣旨を踏まえ、以下のとおりの方法とすることが適当である。

(1) 回答対象情報

国民保護法施行令第23条に基づき、以下の情報を収集し、回答の対象とする。

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍
- ⑥ 個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかが不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することのできるもの）
- ⑦ 避難住民の該当性の有無
- ⑧ 負傷や疾病の有無
- ⑨ 死亡の有無
- ⑩ 負傷や疾病の状況
- ⑪ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑫ 現在の居所（遺体の所在を含む）
- ⑬ 連絡先その他必要情報

(2) 照会方法

照会者は照会に際しては、回答に当たって必要となる以下の情報を照会様式等に記入し、行政側に提供するものとする。なお、これらの照会様式については、一定期間保存する必要がある、個人情報として、条例に基づいた管理が必要である。

- 国民保護法施行令第26条第1項に規定する「照会に係る者を特定するために必要な事項」として、被照会者の氏名等。

- 下記（３）以外の照会を行う際は、本人確認を実施するため、窓口確認の場合は、住所、氏名及び身分証明書を提示することとし、電話等の場合は、照会者の本人確認に必要となる照会者自身の住所、氏名、性別及び生年月日（以下「４情報」という）を提示することとする。なお、法人その他の団体からの照会の場合は、当該照会者自身の本人確認に必要な情報に加え、同項に基づき、「その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」も明らかにすることとする。

（３）行政保有情報の有無

- 個人情報保護に配慮しつつ、国民の利便性を増し、２４時間の対応を可能とする観点から、国民保護法に基づく安否情報事務により収集・整理された全国統一の情報について、当該行政側が保有する情報であるか否かの点についてのみ、インターネットにより国民の誰もが名前等の個人が特定される情報で検索できるシステムを構築する。（資料４－５参照）
- この場合、当該被照会者が下記（５）において、親族も含めて一切の照会に対しての回答を希望しない場合においては、当該検索の対象外として、行政が保有しない情報として回答し、検索画面において、そのようなケースも含まれ得る旨注意書きを付記するのが適当である。
- 当該システムは、大量のアクセスにも耐え得るスペックとなるよう、訓練等も踏まえ、柔軟にシステム内容を改善していくこととする。
- 行政保有情報に該当する場合、当該照会者は下記の方法により直接地方公共団体等に照会を行うこととなるが、非該当の場合は、照会件数が抑制され、業務量の軽減が期待される。

（４）照会者の本人確認

個人情報保護に十分留意する観点から、下記の照会については、照会者の本人確認を実施することとする。なお、法人等による照会の場合に当たっても、迅速な確認を可能とするため、当該法人等の確認ではなく、法人等の構成員として照会する者自身の本人確認を行えば足りることとする。

ア 窓口確認

- 最も確実かつ迅速な本人確認が実施できることから、原則的な照会方式に位置付ける。
- 照会者は、消防庁や全国の都道府県及び市町村の窓口において照会することができることとし、照会の際、運転免許証、住民基本台帳カード等の身分証明書を原則として提示し、本人確認を実施することとする。

イ 電話確認等

- 電話、FAX、E-mail等（以下「電話等」という）での照会の場合は、照会者の4情報を聴取し、当該4情報について住所地所在市町村に役場より問い合わせ確認すること等により本人確認を行い、照会者に対して折り返し電話等により回答を行う。
- この場合、住民や行政側の事務負担の軽減を図るため、電話等による照会は、極力、住所地所在市町村に直接行うことにより、4情報の確認を簡素化することとし、その旨住民に周知を図ることが望ましい。
- また、住所地所在市町村が問い合わせ市町村に対し当該4情報の合致の有無を答えることについては、当該事務は国民保護法第95条第1項の回答事務に不可欠であるため、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号や同様の個人情報保護条例規定の「法令の定める事務又は業務の遂行に必要」であり、「当該個人情報を利用することについて相当な理由」があると認められることから、法令上差し支えはないと考えられる。なお、運用の統一を図るため、確認的に、その旨省令上規定を設けることが適当である。
- この場合、上記アに比して、確認時間を若干要することから、早期確認が必要な場合はなるべくアの方法を取るよう予め国民に周知しておく。
- この方法を準用することにより、在外邦人からの安否照会に対しても、最終住所地における本人確認により、回答が可能となる。
- なお、迅速な回答、住所地所在市町村の負担の軽減等の観点から、当該本人確認について、住民基本台帳ネットワークによる確認を可能とすることも今後検討していくべきである。

ウ その他

- 将来的には、国民の利便性及び行政側の事務量軽減の観点から、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービスを利用したインターネットでの申請により、自動的に本人確認が実施でき、照会内容が条件を満たせば、自動的に回答がなされるシステムも検討していくべきである。

(5) 本人の同意・不同意

「家族の知る権利を満たすため」という立法趣旨や個人情報保護を踏まえ、以下の基準により回答を行う。

- 照会者が被照会者の親族、同居者及び知人（友人や職場関係者を含む）（以下「親族・同居者・知人」という）である場合、被照会者が積極的に不同意を示している場合を除き、原則として回答を行うこととする。情報収集様式には、不同意を希望するかを問う項目を設ける。この場合、被照会者が死者、意識不明者、幼児等である場合、意思確認をする業務上の余裕がない場合、記入漏れの場合等においては、積極的な不同意の意思表示がな

いこと、公益上の必要性等を踏まえ、原則どおり回答を行うこととする。

その際、親族・同居者の場合は、上記（１）①～⑬の全情報について回答することとするが、知人の場合は、原則として、（１）①⑦⑧⑨のみについて回答することとする。

- 照会者が親族・同居者・知人以外である場合、原則として、被照会者（被照会者が死者の場合は、遺族（できる限り被照会者に直近する親族とする））が回答に同意する場合において、上記（１）①～⑬のうち回答の同意がある項目について、回答を行うこととする。この場合、同意及び不同意の確認が取れない意識不明者等の場合について「公益上特に必要があると認められるとき」として例外的に回答できるかどうかの判断については、その判断基準やニーズ等を踏まえれば、下記９（１）の公表の可否の判断に合わせる事が適当と考えられる。従って、当該例外的な回答を実施でき得る主体は、下記９（３）のとおり、公表主体たり得る当該情報を収集した地方公共団体とし、他の情報共有団体は上記のとおり、同意・不同意のみを基準として回答することとする。

（６）親族・同居者・知人であることの確認

- 照会者は被照会者を特定するための氏名等の情報を承知していること、照会者の本人確認は実施していること、業務の実効性を確保する必要があること等から、親族・同居者・知人であることの確認は、書面により形式的に実施し、戸籍等による実質的な確認は原則として行わない。
- 書面確認においては、家族、同居者、友人、会社同僚等の申請理由に応じて、姓の相違、住所地の相違、年齢の大幅乖離等の書面上の齟齬をチェックし、真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情がある場合等は、請求者に対し口頭で質問等を行う。
- なお、本事務における「知人」とは、「被災者と互いに知り合うなどの関係がある者であって、その関係から見て、社会通念上、当該被災者の安否情報を必要とすることが相当と考えられる者」と定義する。具体的には、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指すこととする。

（７）その他留意点

- 回答に当たっては、いつ現在の情報であるかを明示して回答することとする。
- また、照会者の情報、回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくこととする。

6 外国人等に係る回答

- ジュネーヴ条約の規定を踏まえ、国民保護法第96条において、外国人（日本の国籍を有しない者）が被災者である場合の照会に対する回答を日本赤十字社に義務づけている。その際、回答の基礎となる安否情報は消防庁等が保有する同一の情報のうち、外国人に関する部分を共有することとなっている。従って、安否情報システムの情報共有については、国籍が日本人以外の者については、日本赤十字社も共有できるシステムとし、それらの者は日本赤十字社が回答することとする。
- この場合、回答基準については、同法第96条第3項に基づき、個人情報の保護に十分留意することが必要であるため、国及び地方公共団体における回答方法や基準を踏まえて実施すべきである。
- 同法第96条の規定は、地方公共団体が外国人に対し回答することを妨げるものではないことから、外国人の利便性も考慮し、日本赤十字社を補完する観点から、各地方公共団体の判断により、外国人から照会があった場合に回答することは差し支えないと考えられる。
- 国内の外国人が日本人の被災者について照会する場合は、日本人からの照会と同様、原則として窓口において、身分証明書により本人確認を実施した上で回答する。
- 在外邦人が日本人の被災者について照会する場合は、迅速性や実効性の観点から、原則として、上記5（4）イにより照会及び回答することが適当である。

7 人員不足の補完方策

以下の様々な手法を講ずることにより、人員不足をできる限り解消し、安否情報事務の実効性を高めることが極めて重要である。

(1) 応援要請等

安否情報という個人情報の事務に当たっては、法律上守秘義務が課せられた公務員による対応が必要な場合も多く想定されるため、以下の手法を活用し、早急に公務員の派遣を求めるべきである。

- 国民保護法第17条及び第18条に規定する都道府県や市町村への応援要請とその協力義務。
- 地方公共団体間の既存の災害時の応援協定を武力攻撃事態等にも拡充。
- 非常勤公務員も事態時に招集。

(2) システムの充実及び積極的活用

- 安否情報システムの充実（上記4（1））
- 本人確認における住基台帳ネットワークの活用（上記5（4）イ）
- 公的個人認証サービスによる照会時の自動検索（上記5（4）ウ）

(3) 全地方公共団体による回答（上記4（1）及び（5））

(4) 企業派遣社員の活用(上記4(2))

- 入力時のみならず、回答時においても、差し支えない範囲でできる限り、守秘義務を締結した上で企業派遣社員等も活用すべきである。その際、窓口や電話での受付や回答文書の交付等の業務は差し支えないと考えられる。また、照会者の本人確認、4情報の問い合わせ、被照会者の画面検索等については、個々の地方公共団体が個人情報保護条例や個人情報セキュリティ・ポリシー、災害混乱時の必要性等に照らし、判断することとなる。

(5) 避難住民のボランティアによる協力を活用(上記4(3))

(6) 国の回答体制の充実

- 国も安否情報の回答主体(国民保護法第95条)であることから、消防庁内においても、非常時の体制を増強し、できる限りの照会に回答ができるようにすることが必要である。
- また、同時に、安否情報の回答システムを増強すること等により、自動的に対応できる範囲を拡充することも必要である。

8 業務内容の周知徹底等

- 今回の安否情報事務は国や全国の地方公共団体職員の協力を得つつ実施するため、迅速性や実効性を期すため、その業務内容の周知等を図ることが極めて重要である。
- このため、消防庁においては、具体的な安否情報の運用マニュアルを作成するとともに、国及び地方公共団体職員等に対し積極的に研修会等において内容の周知を図ることが必要である。また、各地方公共団体においても同様に職員等に周知を図ることが必要である。さらに、国及び地方公共団体は、共同訓練や単独訓練等において安否情報事務も実施し、その定着を図る必要がある。

9 対外的公表

(1) 国民保護法の制度

- 国民保護法の安否情報の回答事務に基づき収集した情報について、報道機関やインターネット等を通じて「公表」を行うかどうかについては、同法95条が行政機関個人情報保護法第8条第1項や個人情報保護条例に規定する「法令に基づく場合を除き」に当たらないと解釈されるため、別途、個人情報保護法や条例上可能であるかの解釈が国や各地方公共団体毎に個別に必要となる。
- この場合、関連規定の規定ぶりは、本人の同意を要件とする場合を除き、条例ごとに異なること、解釈基準も地方公共団体ごとに異なるため、公表するか否かについては、基本的には各公表主体の判断となる。

- なお、情報公開法や情報公開条例との関係については、不開示情報を規定した同法第5条第1号の「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するが、その例外事項を規定した同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等に該当するか個別具体的な検討が必要となる。
- また、被災者が公表を希望する場合は、個人情報保護法や条例に基づき、同法第8条第2項第1号「本人の同意があるとき」や条例の類似規定を根拠に、公表を行うこととし、別添1の情報収集様式には、当該安否情報の公表希望の有無を設ける。この場合、当該情報は報道提供するほか、消防庁や各地方公共団体のホームページに掲載するなど、国民が入手しやすいよう、様々なメディアを通じて提供する。

(2) 統一的運用の検討

- 安否情報の回答は全国統一情報に基づき全団体の協力の下に実施するものであるため、本人の同意がない場合における公表の可否についても、各地方公共団体等において、できる限り統一的な運用が図られることが望ましい。
- この場合の公表の判断については、武力攻撃事態等のみではなく、自然災害や事故時等における公表の判断と基本的には整合的に行う必要があると考えられる。
- 本検討会の検討対象は国民保護法に基づく安否情報の回答事務であるため、公表のあり方については検討対象ではないが、今後、関係省庁が中心となって、地方公共団体も含め、自然災害時等も合わせた統一的な運用が図られるような方策の検討がなされることが期待される。
- その際、武力攻撃事態等の安否情報事務は、今回構築したシステムにより、家族等に漏れなく安否情報の回答を行うことが制度の趣旨であるが、例えば、極めて大規模な武力攻撃災害が発生し、今回の前提とした既存システムが機能せず、当該制度趣旨が果たされなくなっている事態等においては、氏名、年齢及び市町村名のみが必要最小限度の情報を公表することにより、家族等への情報提供を図る公益上の必要性が高い場合が多いと考えられる。
- また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日 厚生労働省)」や同ガイドラインに関するQ&A(事例集)(17年5月20日改訂版)も踏まえれば、意識不明で身元の確認できない患者で、当該安否情報を公表することにより、家族等がより早く患者を捜しあてることが可能になると判断できる場合においても同様の解釈を取る必要性が高いと考えられる。

- なお、今回の国民保護法に基づく安否情報の回答事務については、あくまで、警察、病院、民間サービス等による従来の情報提供・公表に加えて、「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすための $+\alpha$ の措置であることから、従来の情報提供の仕組みに制限を加えるものではないことに留意することが必要である。

(3) 公表主体

- 公表主体については、情報を保有する主体が判断し、公表を実施することとなるため、安否情報システムによる情報共有を実施しない場合は、各情報収集団体のみが公表が可能であった。一方、安否情報システムにより情報共有する場合は、全地方公共団体が同一情報の共有主体となるため、同時に公表主体ともなり得ることを意味する。しかしながら、そもそも、当該情報共有の方式は、国民保護法に基づく安否情報の回答事務を円滑に実施するための方策であることから、安否情報システムにより共有した他団体の収集情報については、原則として公表することができないこととし、従前どおり、情報収集団体において判断することとするのが適当である。なお、収集主体の判断は、安否情報システムの各地方公共団体の専用領域内に入力された情報は当該団体が収集した情報と考えることとする。
- ただし、国が地方公共団体からの報告により収集した情報や、都道府県が管内の市町村からの報告により収集した情報については、国やそれぞれの都道府県が当該収集情報について公表主体となり得る。

10 自然災害や事故等への活用

(1) システムの活用

- 地方公共団体へのアンケート調査等においては、安否情報システムの自然災害や事故時における活用を希望する声が数多くあった。この点については、地方公共団体の個人情報保護条例のオンライン結合制限規定上の検討が必要となる。
- 同規定は、近年の電子自治体やIT化の推進を踏まえ、多くの地方公共団体において改正がなされ、「法令等に定めがある場合」や「個人情報審議会の意見を聴くこと等により、セキュリティ対策を十分講じた上で、結合を可能とする例が大半となっている。
- 本システムはこの点がクリアされるよう万全のセキュリティ対策を講じることとしている。また、消防庁内のサーバーについては、各地方公共団体の専用領域内の情報は当該団体のみがアクセス権限を有し、報告キーを押さない限り、他の団体が共有することはできない。さらに、当該情報については、災害後の一定期間のみ情報共有を可能とすることとしており、

恒常的な情報共有は予定していない。従って、これらを前提とすれば、各地方公共団体の条例解釈となるものの、基本的には本システムを自然災害や事故等に活用することは差し支えないものと考えられる。また、災害時の必要性や地方財政の状況等も踏まえれば、そのような活用方策も十分検討される必要がある。

(2) 情報共有方式の活用

- 自然災害時等において、安否情報システムの活用により、他の地方公共団体と情報を共有し、それらの団体にも回答を行わせることについては、事務を実施する根拠を検討することが必要となる。
- 武力攻撃事態等は国民保護法が事務の根拠規定となるが、自然災害時等においては法律の直接的な事務の根拠規定が存在しない。従って、別途、災害時応援協定等のように、知事会や市長会、町村会等を通じて、全地方公共団体間で当該事務の協力を規定する応援協定等を締結する方策等を講じることが必要になると考えられる。
- 上述のとおり、本システム上は、全都道府県及び市町村が消防庁サーバーにそれぞれ独自領域を有し、報告キーを押さない限り、当該市町村内のクローズドなシステムとして活用が可能であるほか、さらに、都道府県においても、都道府県が報告キーを押さない限り、当該都道府県と管内市町村のみが情報を共有し、運用することが可能である。この特性を活用し、特定の都道府県内に被災地が収まっているような場合においては、情報共有方式についても、全国の間で情報共有せず、当該都道府県内の地方公共団体間で情報共有及び回答する方式を取る方策も有効と考えられる。
- この場合、自然災害時等においても、地方公共団体の長は、災害対策基本法第51条に「地方公共団体の長は、「災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない」とされ、この情報には安否情報も含まれると解されているため、防災基本計画（(震災対策編)第10節等）、地域防災計画等に基づき、安否情報の収集及び提供を行う必要がある。従って、地方公共団体において、当該事務の適切な遂行のため、情報共有方式が必要と判断する場合、上記5(4)イと同様、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号や同様の個人情報保護条例規定に基づき、4情報を市町村間で確認することが可能と考えられる。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

| | |
|--|---------------|
| ① 氏名 | |
| ② フリガナ | |
| ③ 出生の年月日 | 年 月 日 |
| ④ 男女の別 | 男 女 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） | |
| ⑥ 国籍 | 日本 その他（ ） |
| ⑦ その他個人を識別する情報 | |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 | 負傷 非該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 | |
| ⑩ 現在の居所 | |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 | |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。 | 回答を希望しない |
| ⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。 | 回答を希望しない |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。 | 同意する 同意しない |
| 備考 | |

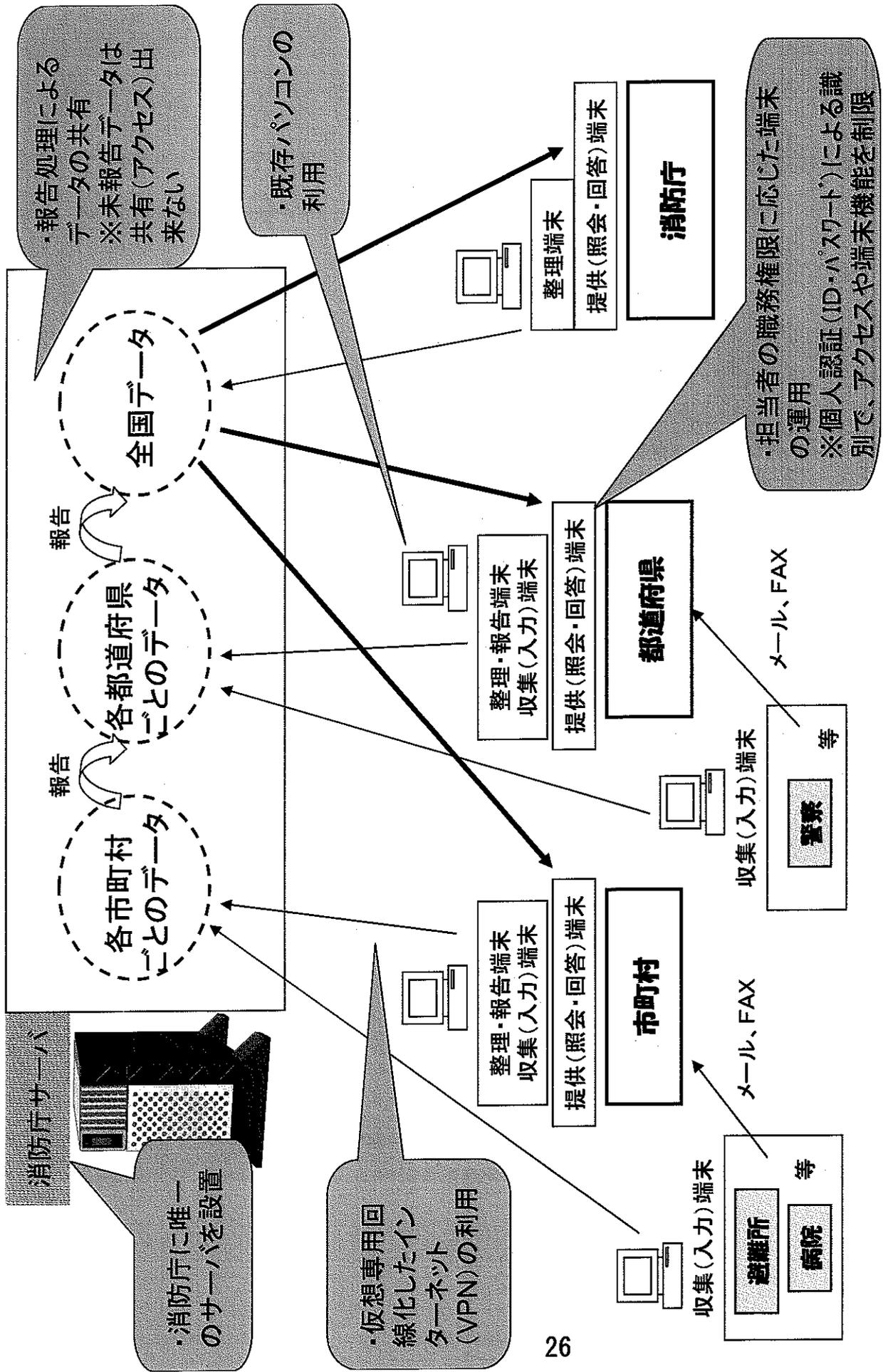
(注 1) 本収集は国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

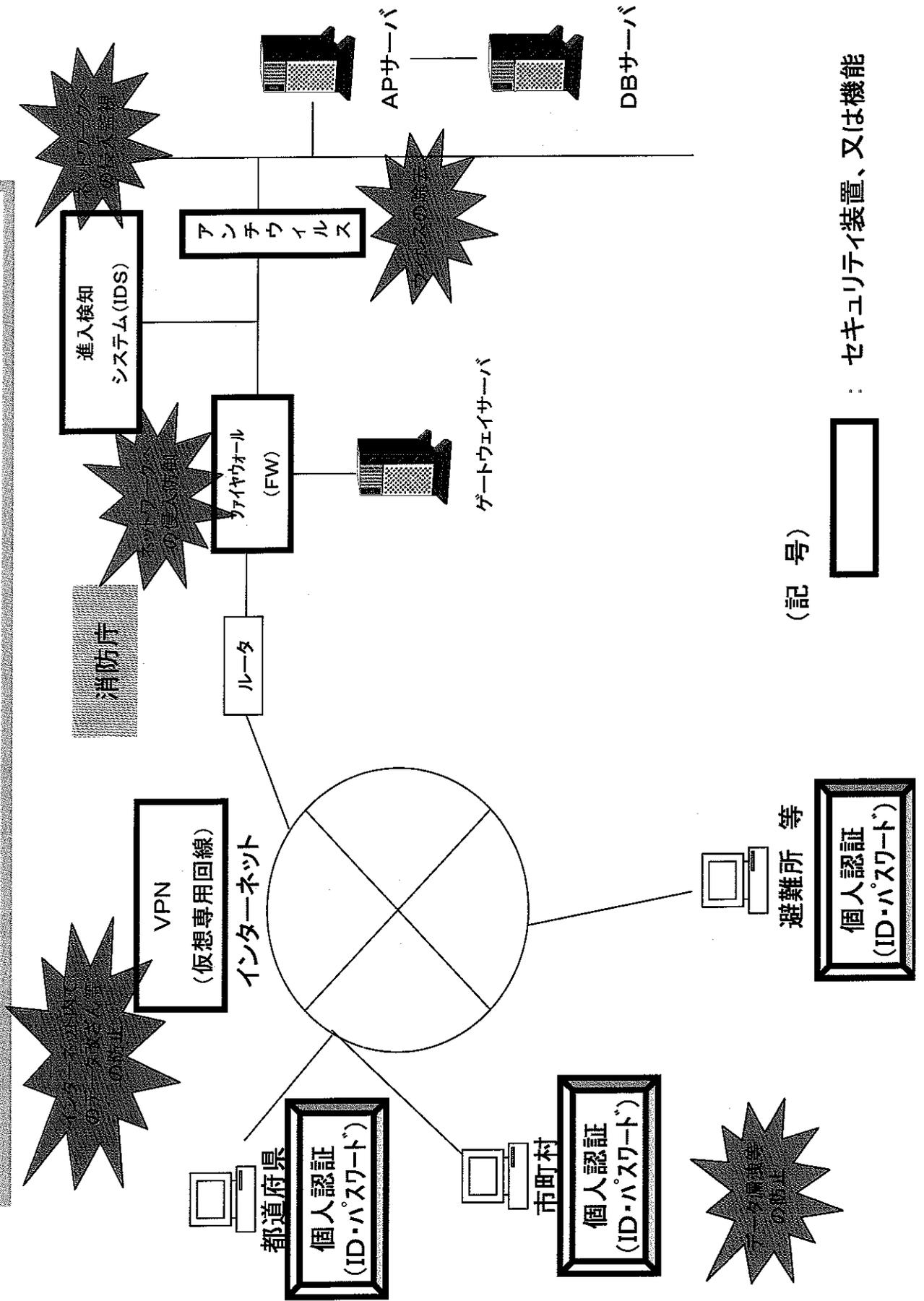
(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報システム(仮称)の構成 (イメージ)



安否情報システムのセキュリティ (イメージ)

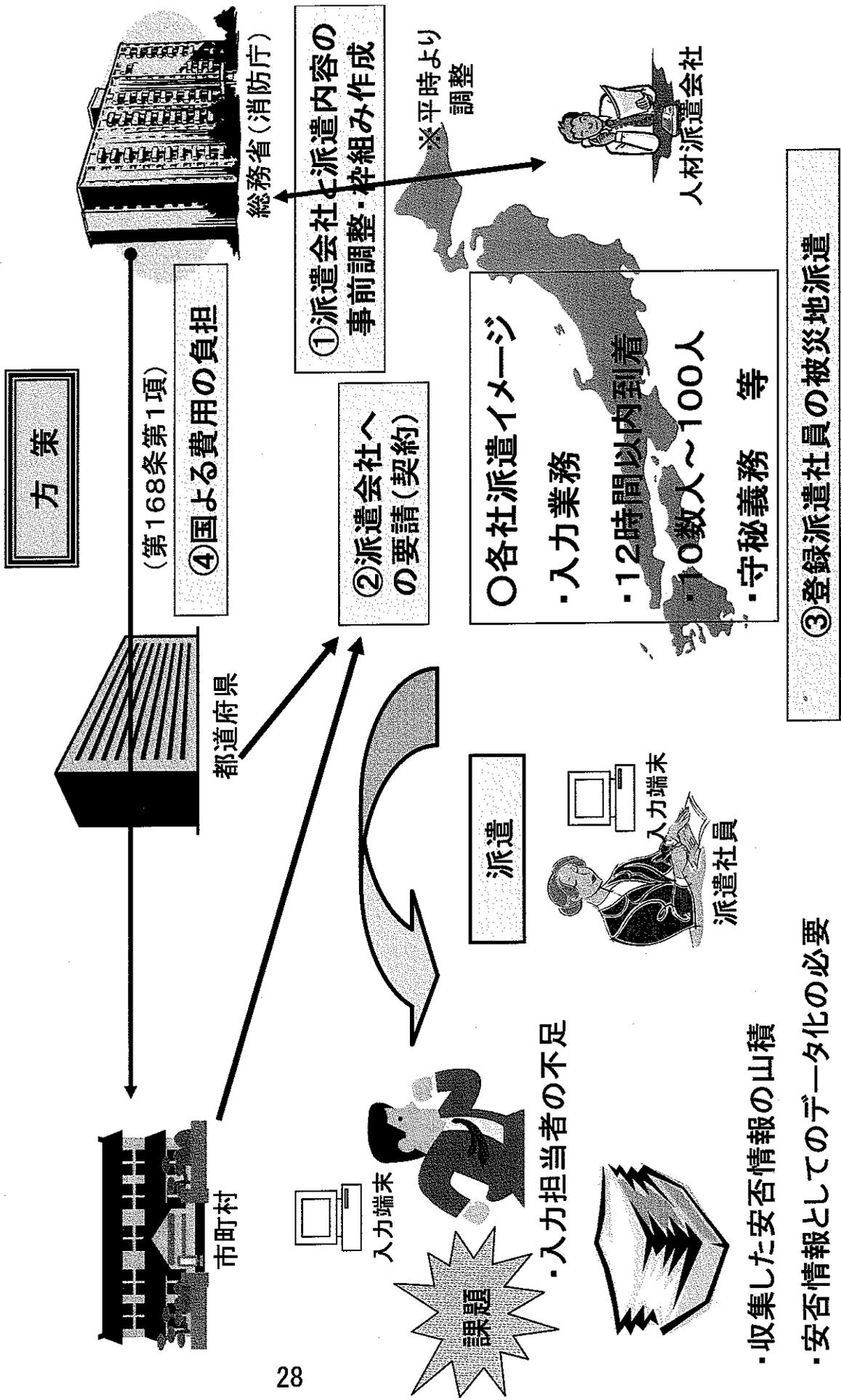


(記号)

： セキュリティ装置、又は機能



派遣社員による安否情報の入力支援方策



参 考 资 料

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会 委員

- 赤澤 公省 (厚生労働省 社会援護局災害救助・救援室長)
- 飯田 政之 (読売新聞東京本社 論説委員)
- 飯沼 克栄 (新潟県 県民生活・環境部防災局危機管理防災課長)
- 五十嵐 邦雄 (警察庁 警備局警備企画課長)
- 梶 秀樹 (慶應義塾大学 総合政策学部 教授)
- 小嶋 富男 (日本放送協会 気象・災害センター長)
- 角南 源五 (テレビ朝日報道局次長)
- 東方 幸雄 (東日本電信電話株式会社 災害対策室長)
- 中川 和之 (時事通信社 編集委員)
- 中田 晃 (日本赤十字社国際部企画課長)
- 中山 伸一 (兵庫県災害医療センター 副センター長)
- 廣井 脩 (東京大学大学院 情報学環 教授)
- 藤原 静雄 (筑波大学 法科大学院 教授)
- 堀部 政男 (中央大学大学院 法務研究科 教授)
- 南 敏彦 (尼崎市 総務局総務部防災対策課長)
- 宮地 毅 (内閣官房 (安全保障・危機管理) 内閣参事官)
- 青木 信之 (消防庁 国民保護・防災部防災課国民保護室長)
- 大森 文義 (消防庁 国民保護・防災部防災課国民保護運用室長)

(オブザーバー)

内閣府政策統括官 (防災担当) 付災害応急対策担当参事官

(五十音順・敬称略)

ジュネーブ条約第 1 追加議定書

第 3 2 条 締約国紛争当事国並びに諸条約及びこの議定書に規定する国際的な人道的団体の活動は、この部の規定の実施に当たり、主として家族がその近親者の運命を知る権利に基づいて促進される。

第 3 3 条 紛争当事者は、事情が許す限り速やかに、遅くとも現実の敵対行為の終了の時から敵対する紛争当事者により行方不明であると報告された者を検索する。

2 1 の規定に基づき行方不明であると報告された者に関する情報及びその情報についての要請は、直接に又は利益保護国、赤十字国際委員会の衆応安否調査部若しくは各国の赤十字社、赤新月社若しくは赤のライオン及び太陽社を通じて伝達する。

国民保護法

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。

3 前条第二項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。

資料4

国民保護法施行令と住基法・戸籍法の比較

| 国民保護法施行令 | 住民基本台帳法 | 戸籍法 |
|---|--|--|
| <p>(安否情報の提供) 第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。</p> | <p>(住民基本台帳の一部の写しの閲覧) 第十一条 2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。</p> <p>3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。</p> | <p>第十条 2 前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。</p> |

国民保護法施行令

(避難住民に関する安否情報の収集及び整理)

第二十三条 市町村長は、法第五十四条第二項 に規定する避難の指示を伝達したときは、法第六十二条第一項 の規定により法第一百四十八条第一項 の避難施設又は法第七十五条第一項第一号 の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、速やかに、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 住所

五 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

2 前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第六十九条第一項 の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 居所

二 負傷又は疾病の状況

三 前二号に掲げるもののほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

3 法第五十四条第六項（法第五十八条第六項 において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第一百四十八条第一項 の避難施設及び法第七十五条第一項第一号 の収容施設に滞在する避難住民について、第一項の市町村長と協力して、同項各号及び前項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、市町村長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（第一項及び前項に規定する避難住民を除く。）について、第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 当該市町村の住民が避難住民となったこと。
- 二 当該市町村の区域内に避難住民が滞在していること。

（武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理）

第二十四条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる情報

二 死亡の日時、場所及び状況

三 死体の所在

2 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、第一項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

（安否情報の収集及び報告の方法）

第二十五条 法第九十四条第一項の規定による安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、法第六十二条第一項の規定により避難住民を誘導する者による調査又は都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により行うものとする。

2 法第九十四条第一項の規定による安否情報の報告は、書面（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の送付その他の総務省令で定める方法により行うものとする。

(安否情報の提供)

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報(武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、第二十四条第一項各号に掲げる情報)を回答するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項は、総務省令で定める。

国民の保護に関する基本指針（17年3月閣議決定）**6 安否情報の収集及び提供**

- 安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行うものとする。
- 国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。

(1) 安否情報の収集及び提供**① 市町村長の行う安否情報の収集**

- 市町村長は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、平素から必要な準備をするよう努めるものとする。
- 市町村長は、当該市町村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に都道府県知事に報告するものとする。この場合において、市町村の他の執行機関は、市町村の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

② 都道府県知事が行う安否情報の収集

- 都道府県知事は、武力攻撃事態等における安否情報の収集を円滑に行うため、当該都道府県の区域内の市町村の準備状況を平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。この場合において都道府県知事は、体制が不十分な市町村が存在するときは、当該市町村を支援できるよう準備に努めるものとする。
- 都道府県知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて自ら収集した安否情報を整理するよう努めるものとする。安否情報の整理に当たっては、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するとともに、自己の保有する情報との照合を行うなどの事実確認をできる限り行い、その情報の正確性確保に努めるものとする。この場合において、都道府県の他の執行機関は、都道府県の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に提供するなど、都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

③ 総務大臣が行う安否情報の収集

- 総務大臣は、武力攻撃事態等において地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円

滑に行われるよう、都道府県知事を通じて、地方公共団体の安否情報の収集体制について平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。

○総務大臣は、都道府県知事から報告を受けた安否情報について、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するよう努めるものとする。

④ 安否情報の提供

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- 総務大臣及び地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは照会に係る者の氏名出生の年月日男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

② 関係機関による安否情報の収集に対する協力

- 指定行政機関は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、その国民保護計画に必要な協力内容を定めておくよう努めるものとし、武力攻撃事態等においては、市町村長が都道府県知事に対して報告する方法に準じて、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関並びに医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- この場合において、地方公共団体の長がこれらの機関に対し安否情報の収集への協力を要請するに当たっては、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。
- 指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関が安否情報の収集に対して協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

③ 外国人に関する安否情報の収集及び提供

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、外国人に関する安否情報について指定公共機関〔日本赤十字社〕の協力依頼があったときは、安否情報の提供等必要な協力をするものとする。
- 総務大臣及び地方公共団体の長は、指定公共機関〔日本赤十字社〕に対して外国人に

関する安否情報の提供を速やかに行うことができるよう整理しておくものとする。

○指定公共機関〔日本赤十字社〕が行う外国人に関する安否情報についての提供は、総務大臣及び地方公共団体の長が行う提供方法等に準じて行うものとする。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

個人情報保護法及び条例における 第三者提供の関連規定

● 行政機関個人情報保護法（平成 17 年 4 月施行）

※但し以下の条文については、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（平成 17 年 4 月廃止）の中で、昭和 63 年 12 月に施行。

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

● 個人情報保護法（平成 17 年 4 月施行。民間事業者等を対象）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

●新潟県個人情報保護条例（平成17年7月施行）

※第7号17年4月・第6号18年4月施行

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定又は各大臣等の指示に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
- (4) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 同一実施機関内で当該個人情報を利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に当該個人情報を提供する場合において、当該同一実施機関内で当該個人情報を利用する実施機関又は当該個人情報の提供を受けるものが、当該個人情報を事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (6) 個人の生命、身体及び財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として公安委員会又は警察本部長が前号に規定する者以外のもに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

●**兵庫県個人情報保護条例（平成9年4月施行）** ※第4号は8年10月施行

第7条 実施機関は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供するとき。
- (5) 審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

●**静岡県個人情報保護条例（平成15年4月施行）**

第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 県の機関（当該実施機関を除く。）、国又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために

保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

●**尼崎市個人情報保護条例（平成17年4月施行）**

第8条 実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (5) 本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、保有個人情報を提供することについて尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの

ためのガイドライン（抄）（平成 16 年 12 月 24 日 厚生労働省）

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

1. 利用目的の特定等（法第 15 条、第 16 条）

（2）利用目的による制限の例外

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで法第 15 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないが（法第 16 条第 1 項）、同条第 3 項に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。具体的な例としては以下のとおりである。

①法令に基づく場合

医療法に基づく立入検査、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人情報を利用する場合であり、医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例は別表 3 のとおりである。根拠となる法令の規定としては、一般に刑事訴訟法第 218 条（令状による捜査）、地方税法第 72 条の 63（個人の事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり）等が考えられる。これらの法令は強制力を伴って回答が義務づけられるため、医療・介護関係事業者は捜査等が行われた場合、回答する義務が生じる。また、刑事訴訟法第 197 条第 2 項（捜査に必要な取調べ）等については、法の例外規定の対象であるが、当該法令において任意協力とされており、医療・介護関係事業者は取調べ等が行われた場合、回答するか否かについて個別の事例ごとに判断する必要がある。この場合、本人の同意を得ずに個人情報の提供を行ったとしても、法第 16 条違反とはならないが、場合によっては、当該本人からの民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがある。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

- ・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会する場合
- ・意識不明の患者の病状や重度の痴呆性の高齢者の状況を家族等に説明する場合

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

- ・健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供
- ・がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供
- ・児童虐待事例についての関係機関との情報交換
- ・医療安全の向上のため、院内で発生した医療事故等に関する国、地方公共団体又は第三者機関等への情報提供のうち、氏名等の情報が含まれる場合

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集）（17年5月20日改訂版）

Q5-17 大規模災害や事故等で、意識不明で身元の確認できない多数の患者が複数の医療機関に分散して搬送されている場合に、患者の家族又は関係者と称する人から、患者が搬送されているかという電話での問い合わせがありました。相手が家族等であるか十分に確認できないのですが、患者の存否情報を回答してもよいでしょうか。

A5-17 患者が意識不明であれば、本人の同意を得ることは困難な場合に該当します。また、個人情報保護法第23条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の「人」には、患者本人だけではなく、第三者である患者の家族や職場の人等も含まれます。

このため、このような場合は、第三者提供の例外に該当し、本人の同意を得ずに存否情報等を回答することができ得ると考えられるので、災害の規模等を勘案して、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等に資するような情報提供を行うべきと考えます。

なお、「本人の同意を得ることが困難な場合」については、本人が意識不明である場合等のほか、医療機関としての通常の体制と比較して、非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理と考えられる場合も含まれるものと考えます。

Q5-20 Q5-17のような状況において、報道機関や地方公共団体等から身元不明の患者に関する問い合わせがあった場合、当該患者の情報を提供することはできますか。

A5-20 報道機関や地方公共団体等を経由して、身元不明の患者に関する情報が広く提供されることにより、家族等がより早く患者を探しあてることが可能になると判断できる場合には、A5-17のように「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するので、医療機関は、存否確認に必要な範囲で、意識不明である患者の同意を得ることなく患者の情報を提供することが可能と考えられます。具体的な対応については、個々の事例に応じて医療機関が判断する必要があります。

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書(抄)(17.10)

●居住関係を公証する公簿として、法制定時から、広く一般に公開することが原則（以下「公開原則」という）とされ、法11条において何人も住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができること、法12条及び20条において何人も住民票の写し（又は記載事項証明書）及び戸籍の附票の写しの交付を請求することができることとされている。

●これに対しては、個人情報保護の観点から、公開原則を見直し、原則非公開とすべきとの意見がある。特に、現行の閲覧制度は、広く何人でも閲覧を請求できることとされているため、閲覧の対象が氏名、生年月日、性別、住所の4情報に制限され、不当な目的又はそのおそれがある場合等には請求を拒否できることとされているとしても、その審査基準等が不明確なこともあり市町村の審査がまちまちとなっていること、ダイレクトメールなどの営業活動のために大量に閲覧され広く利用されていること、制度を悪用したと考えられる事件が発生していることなどについて問題点が指摘されている。

●当検討会としては、情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため「現行の何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制、度は廃止し法の目的に即して閲覧できる主体と目的を限定するとともに審査手続等についても整備するなど、個人情報保護に十分留意した新たな制度として構築すべきと考える。

●閲覧できる主体と目的

- ① 本人又は同一の世帯の者
- ② 国及び地方公共団体
- ③ ①及び②以外の者のうち住民の居住関係について確認することについて正当な理由をもつ者
 - a 世論調査、学術調査などいわゆる社会調査のうち公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出するために閲覧する場合
 - b 社会福祉協議会や自治会などの公共的な団体が住民サービスの向上につながるような公益性の高い事業を実施するために閲覧する場合等

法制審議会（17年10月6日諮問第74号）

諮問第七十四号

個人に関する情報を保護する観点から、戸籍及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限するとともに、当該交付請求の際に請求者の本人確認を行うものとするなど、戸籍の公開制度の在り方を見直し、併せて、戸籍に真実でない記載がされるのを防止するため、戸籍の届出をする者の本人確認を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙 要綱（骨子）

第一 戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

- 一 戸籍に記載されている者等一定の者は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍の謄抄本等」という。）の交付請求をすることができるものとする。
- 二 一に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合、官公署に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合等に限り、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。
- 三 二の規定により戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、二に該当することを明らかにしなければならないものとする。
- 四 戸籍の謄抄本等の交付請求をする者について、本人確認を実施するものとする。

第二 除かれた戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求についても、第一と同様とするものとする。

第三 戸籍の届出の手續

届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の届出をする者について、本人確認を実施するものとする。

第四 その他

第一から第三までのほか、所要の規定の整備を行うこと。

大規模地震時における安否情報等のあり方検討委員会報告書平成10年6月12日
消防庁震災対策指導室

- 安否情報には、①死傷者、行方不明者、身元不明者情報、②避難所等に避難した者の情報、③被災したものの自宅に入る人の情報が考えられる。

行政機関の関与が求められる情報は上記①に関する情報であり、②及び③に関する情報は、平常時において家族、親戚等で、震災時における安否情報の確認方法について決めておき、震災時にその方法を活用して安否確認を行うことが基本であり、学校、事業所等单位で集約するようしておくことも有効である。また、行政として①つまり負の情報を正確かつ迅速に収集・伝達することにより、②、③つまり安心情報に対する要求にも応えるということになるのではないかと考えられる。

一方、大規模地震発生後において、親戚、知人等の安否を確認する電話で被災地の電話が輻輳したという教訓を踏まえ、被災者に直接安否を確認しなくても安否がわかるシステムの構築も有効である。

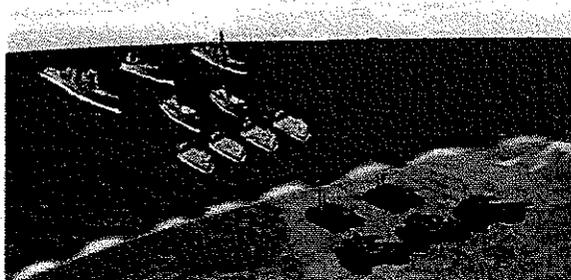
- 地方公共団体は、被災の状況に応じて様々な応急対策を講ずることとなるが、避難者リストを作成することが可能であれば、当該リストを活用して安否照会に対して答えるべきであるし、必要に応じて報道機関等を通じて情報提供することも可能だが、地震規模が大きく甚大な被害が発生している場合には、地方公共団体が講ずべき対策も多くなってきて、膨大な安否情報を集約して、住民に提供することが困難となる。

したがって、安否情報の伝達は、個人対個人で行うことが基本であることを十分に認識し、あらかじめ当事者間で情報伝達手段をどのように確保するかを議論し、事前に決めておくことが必要。具体的な方策としては、A自宅周辺の避難地、避難所を把握しておき、被災時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく、B被災者と同時に被災する可能性の低い地域（遠方）に居住又は勤務している親戚、知人等に、被災時に安否情報の取次ぎをしてもらえよう依頼するとともに、家族、親戚等で承知しておく等が考えられますが、広報紙、防災訓練、学校教育等の機会を捉えて、これらのことを検討するように呼びかけることが重要。

武力攻撃事態の類型ごとの特徴

我が国に対する外部からの武力攻撃については、以下の4つの類型を想定しています。

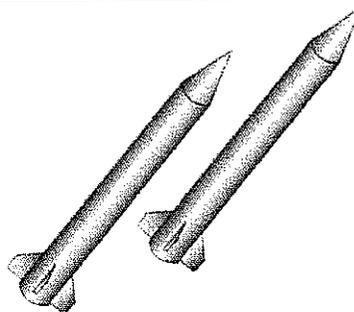
着上陸侵攻



■特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

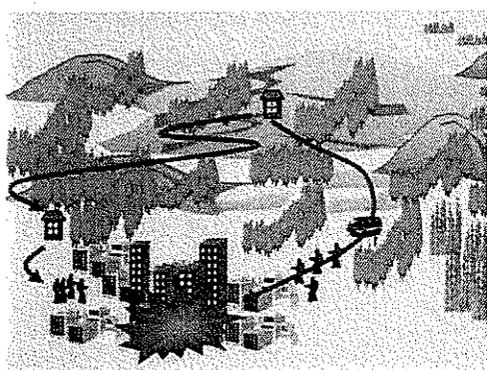
弾道ミサイル



■特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

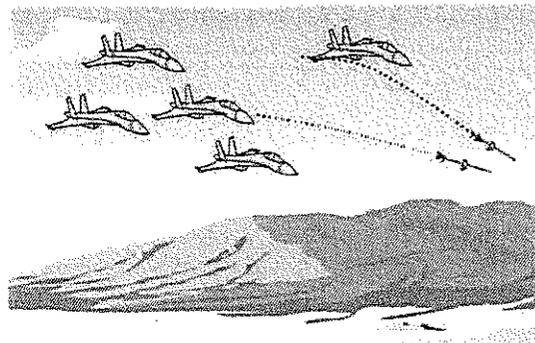
ゲリラ・特殊部隊



■特徴

- 突発的に被害が発生することも考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。
- 核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。

航空攻撃



■特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

～攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

原子力事業所などの破壊

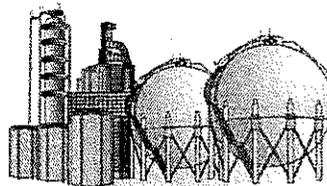
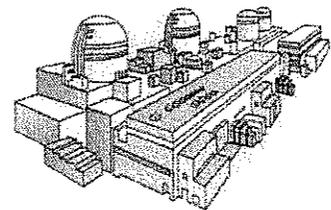
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

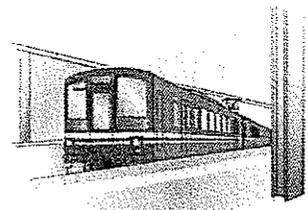
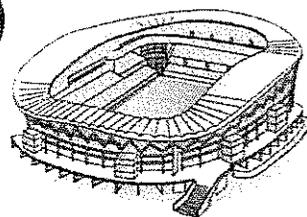


多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

〈事態例〉

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

(ダーティボム)

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。



生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

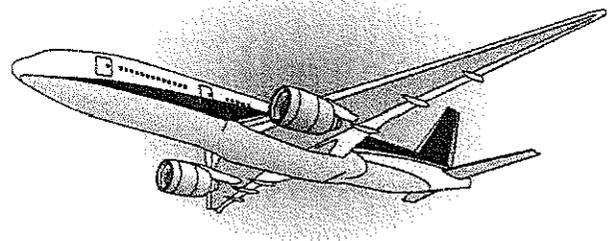
地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

〈事態例〉

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



最近のテロ事案等

○バリ島同時爆破事件 2005年10月1日
【死者 23名 (10月8日現在)】

○ロンドン同時爆破事件 2005年7月7日
【死者 56名 (7月21日現在)】

○スペイン同時多発列車爆破事件 2004年3月11日
【死者190名 負傷者1,400名以上】

○米国同時多発テロ事件 2001年9月11日

- ・ニューヨーク市 国際貿易センタービル 【死者 2,829名】
- ・ワシントンDC 国防総省ビル 【死者 189名】
- ・ペンシルヴェニア州西部 【死者 44名】

○テポドン発射事件 1998年8月31日

- ・北朝鮮が試験的に発射。日本本土を越え三陸沖に着弾

○地下鉄サリン事件 1995年3月20日
【死者12名 負傷者5,510名】

安否情報の扱いについての諸外国の状況

1 調査対象国

米国、英国、韓国、スウェーデン、アイルランド、イスラエル、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、等。

2 調査依頼対象

自治体国際化協会、防衛駐在官、日本赤十字社、日本プライバシーセンター、等。

3 調査結果

各国共に、安否情報の提供についての扱いは、以下のとおり、同様の傾向を有していた。

- 1 個人情報保護法や情報公開法の制度を有しており、安否情報の提供と個人情報保護との比較考量が法制度の解釈として、個別事例毎に行われている。
- 2 安否情報の提供の仕組みを国において統一しておらず（統一的な法令はない）、警察、消防、医療機関等の各機関がそれぞれの法解釈や基準に基づきケース毎に対処。また、国や地方公共団体間も提供方法は統一されていない国が多い。
- 3 従って、全国的な安否システムを有する国は存在しなかった。また、各機関や各団体を統合した統一的な提供基準や運用を決めることを今後の課題とする国も多かった。
- 4 有事（戦争・テロ）の際に、災害・事故時と安否情報の扱いを変更する制度や運用を取っている国は存在しない。（区別を設けていない）

OECD理事会勧告8原則

(背景：1980年にOECD（経済協力開発機構）の理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」の中に記述されている8原則。日本を含めた各国の個人情報保護の考え方の基礎。国際的な情報化が進む中で、各国の法制度に差があると各国間の情報の流通に支障を来すため、IT社会の進展に伴い、個人情報やプライバシー保護に関する社会的要請が強まり、それに対して新たな法整備をする際の国際的なガイドラインとしてこれらの原則が提唱。)

1 収集制限の原則

個人データの収集には、制限を設けるべきであり、データの収集は適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に通知又は同意を得て行うべきである。

2 データ内容の原則

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり、最新なものに保たれなければならない。

3 目的明確化の原則

収集目的は収集時より遅くない時期において明確化されなければならない、その後の利用は当初の収集目的と両立し、かつ明確化されたものに制限すべき。

4 利用制限の原則

個人データは明確化された目的以外に使用されるべきではない。

5 安全保護の原則

個人データは、紛失・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

6 公開の原則

個人データに係る開発、実施、政策は、一般的に公開しなければならない。また個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者を明示する手段を容易に利用できなければならない。

7 個人参加の原則

自己に関するデータの所在を確認し、知らしめられるべきであること。自己に関するデータについて異議申立てができ、異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、又は補正させることができなければならない。

8 責任の原則

データ管理者は、上記諸原則を実施するための措置に従う責任を有すべき。

諸外国の個人情報保護制度（安否情報関係）

1 オーストラリア

(1) 法制度 (Australian Privacy Act (1988) (抄))

- 公的機関及び民間の双方に適用
- 公的機関の個人情報は以下の例外規定に該当しなければ原則第三者には提供されない。
 - ・ 第三者提供されることが予め本人が認識している情報
 - ・ 本人の同意がある場合
 - ・ 本人又は第三者の生命及び健康に重大かつ切迫した危険が生じることを防止するため必要であることが合理的に本人が認識し得る情報
 - ・ 法律に情報提供が規定されている場合
 - ・ 犯罪取締りや歳入確保のために合理的に情報提供が必要な場合。
- 連邦プライバシー長官に申請し、「公益上の必要性の決定 (public interest determination)」(Part VI) がなされれば、例外として、本人の同意なしに情報提供が可能。判断基準は「第三者提供すべき公益上の必要性が、非公開とすべき公益上の必要性を相当程度上回る場合」(the public interest in the agency doing the act, or engaging in the practice, outweighs to a substantial degree the public interest in adhering to that Information Privacy Principle)

(2) 事例

- ① スマトラ島沖地震において、航空会社や旅行代理店が個人情報提供を拒否した際、当該「公益上の必要性の決定」に時間を要し、同国外務省の迅速な対応が実行できず、報道等で強く批判。
- ② 同地震時に同様に、同法により、政府間での個人情報共有が遅

れ、連邦警察が行方不明者の身元確認をするのに時間を要したため、批判。

2 カナダ

(1) 法制度 (Canadian Privacy Act (1985))

- 公的機関のみに適用
- 死者情報も死亡後20年間は保護。
- 個人情報の第三者提供については、同意がある場合を除き原則禁止されており、例外規定として、当該情報保有行政機関の長が、「①情報提供の公益上の必要性がプライバシー侵害を明確に上回る場合」(the public interest in disclosure clearly outweighs any invasion of privacy that could result from the disclosure)又は「②提供が当該個人の利益になる場合」(benefit the individual)を判断した場合。

(2) 事例

- 16年12月のインド洋津波の際、加首相が、被災地の行方不明者情報の公表について、遺族の同意がない限り不可能として拒否。その後、最大手のトロント・スター紙が独自取材により行方不明者情報を報道。同紙編集長は「同情報が公表・報道され、親族や友人等が安否情報を行政側に提供できる可能性が出る」と述べる。一方、同報道に対しては、遺族からプライバシー侵害だとの批判があった。
- 連邦プライバシー長官は、法律には公益上の必要性に鑑みた例外提供の規定があると述べた。後日、首相が当初情報提供しなかったのは、同国外務省において、死者や行方不明者については遺族が同意しなければ公表しないとの内部規則があるためであることが判明した。

3 イギリス法制度 (Data Protection Act (1998))

- (1) 適用範囲：公的機関、非公的機関が有する自動処理データ等

(2) データ保護原則 (第4条、附則第1項)

- ① 個人データは、データ主体が処理を承認している場合、又はデータ主体が当事者である契約の履行又は法律上の義務の履行等のために必要である場合でなければ、処理されない。
- ② 個人データは、明示された合法的な目的に限り取得されるものであり、取得後、かかる目的に矛盾する方法により処理されない。
- ③ 個人データは、目的に関し適切かつ相応であり、これに対して過度であってはならない。
- ④ 個人データは正確で、必要な場合は最新のものに更新される。ある目的のために処理される個人データは、かかる目的のために必要な期間を超過して保存されない。
- ⑤ 個人データは同法に基づくデータ主体の権利に従って処理。
- ⑥ 個人データの不正処理若しくは合法的な処理、個人データの紛失、破損、損傷に対し、適切な技術的・組織的措置が講じられる。
- ⑦ 欧州経済地域以外の国等において、個人データの処理に関してデータ主体の権利及び自由のための適切な保護レベルが保障されていない場合は、係る国等に個人データを移転しないものとする。

(3) 主な適用除外

- ① 国家安全保障の保護の目的において要求される場合、データ保護原則(第4条)。
- ② 個人データが、犯罪防止若しくは捜査、犯罪者の逮捕若しくは追訴、公訴公課若しくは徴収、又は類似する内容の賦課に必要である場合。
- ③ 国務大臣は命令により、データ主体の心身の健康に関する情報からなる個人データに関する規定の適用を除外又は緩和することができる。
- ④ ジャーナリズム目的、芸術・文学のために処理される個人データ、表現の自由における公益を重視した結果公益に資するものとする刊行物、統計上もしくは歴史上の目的から、特定の個人に関する判断等を目的としない個人データに関する情報の処理。

4 米国（連邦プライバシー法（1974年改正））

(1) 適用範囲：連邦政府機関の保有する個人情報

(2) データ保護原則

① 行政機関は、データ主体の書面による請求があった場合、又は事前の承認を得た場合を除き、第三者に対し記録を提供してはならない。（第3条）

② 第三者提供禁止規定の適用除外

- ・ 記録を保有する当該行政機関の職員であって、その職務の遂行に必要な者に提供する場合。
- ・ 情報公開関連規定により提供が義務づけられている場合

③ 法令に基づく統計調査の場合

④ 記録が統計調査としてのみ用いられることを確約したと行政機関が認める場合

⑤ 歴史的記録として国立公文書館に移管する場合

⑥ 他の行政機関の民事上・刑事上の法執行活動の用に供するため提供する場合

⑦ 個人の健康・安全に関し急迫した現状の存在が示された場合

⑧ 連邦議会の委員会に対して提供する場合

⑨ 会計検査院、裁判所、消費者信用報告機関に提供する場合

(3) 行政機関は、当該機関の目的の達成に関連があり、かつ必要な個人情報のみを記録として保有しなければならない。

(4) 個人に対し情報の提出を要求する場合は、①情報提供要求の根拠及び提出が義務か任意かの別、②利用目的、③情報不提供的場合個人の利害に何らかの影響がある場合その内容を告知しなければならない。

(5) 記録が第三者に提供される場合、データ主体に対してこれを通知するための適切な努力を払わなければならない。

(6) 事 例（報道情報）

9・11テロ事件による死者については数日後には各全国紙に実名報道。負傷者については、家族の不同意を理由に報道されなかった者もいる。

5 ドイツ（連邦データ保護法（1990年））

(1) 適用範囲：公的機関（連邦政府機関及び連邦法執行州政府機関）

(2) データ保護原則

① 明示の法規定あるいは当事者の同意がない限り、データの処理及び利用は禁止。（第4条第1項）

② 同意は書面主義を原則

③ データ収集原則

・ 公的機関（第13条）

- ア 任務遂行のために必要であること。（必要性の原則）
- イ 原則として当事者本人から収集し、その際収集の目的を告知すること。（直接主義）

・ 直接主義の適用除外（第13条第2項）

- ア 法令上の定めがある場合（行政調査等）
- イ 行政課題の性質上第三者収集が必要（犯罪捜査等）
- ウ 当事者から収集すれば必要以上の経費がかかる場合（本人不在等）

④ データ提供の義務があればその根拠法令を、データ提供が法的利益の供与の前提であればその旨を告げること。

⑤ データ提供が任意である場合はその旨を告げること。

(3) 主な適用除外

- ① 報道関係又は映画関係の企業又は補助企業、若しくは放送関係の補助企業が、自己のジャーナリスティックな編集目的で個人情報処理又は利用する場合、当該活動は第5条（活動に従事する者に対する守秘義務）及び第9条（データ管理者に課せられる技術的・組織的保護措置義務）による規制のみを受ける。
- ② 出版社が住所、電話、職業別名簿等のために個人情報の処理を行う場合は、ジャーナリスティックな編集活動に関連している場合に限り、上記特権を受けることができる。（第41条）

6 フランス(情報処理・データと自由に関する法律(1978))

(1) 適用範囲：公的機関、非公的機関の保有する個人情報

(2) データ保護原則

- ① 不正・違法な個人情報の収集の禁止（第25条）
- ② 個人情報の収集の際に、①情報提供が義務的なものか否か、②提供しなかった場合の効果、③情報収集対象、④アクセス権及び訂正権について通知しなければならない。（犯罪捜査の場合適用除外）（第27条）
- ③ 個人情報は、収集の際示された期限を超えて保存されない。
- ④ 情報管理者は、個人情報を保護し、歪曲、損傷又は第三者への漏洩を防止するために必要な措置を取らなければならない。
- ⑤ データ主体の明確な同意なしに、人種、政治的・思想的・宗教的信条、労働組合、倫理に関する情報の収集禁止。

(3) 主な適用除外

- ① 表現の自由（第33条）
- ② 健康分野における研究目的のための姓名に結びつくデータのコンピュータ処理

安否情報収集・提供に関するアンケート調査結果（11都道府県、22市町村）

(複数回答有)

| 内容 | 回答数 | 比率 |
|----------------------------|-------|-----|
| 1 どこから安否情報を収集しているか | | |
| 避難所 | 20 団体 | 61% |
| 消防 | 10 団体 | 30% |
| 市町村 | 9 団体 | 27% |
| 警察 | 7 団体 | 21% |
| 医療機関 | 5 団体 | 15% |
| 社会福祉施設管理者 | 2 団体 | 6% |
| 各公共施設 | 2 団体 | 6% |
| 自治会 | 2 団体 | 6% |
| 消防団 | 1 団体 | 3% |
| 民生委員 | 1 団体 | 3% |
| 児童委員 | 1 団体 | 3% |
| 区役所職員 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 1 団体 | 3% |
| 2 避難所で避難者名簿は作成しているか | | |
| 作成している | 21 団体 | 64% |
| 作成していない | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 1 団体 | 3% |
| 避難所未開設 | 10 団体 | 30% |
| 3 避難者情報の収集項目 | | |
| 住所 | 22 団体 | 67% |
| 氏名 | 22 団体 | 67% |
| 性別 | 19 団体 | 58% |
| 生年月日 | 12 団体 | 36% |
| 年齢 | 7 団体 | 21% |
| 公表・閲覧の可否 | 8 団体 | 24% |
| 世帯主との続柄 | 5 団体 | 15% |
| 避難場所 | 5 団体 | 15% |
| 入所日(安否確認時) | 4 団体 | 12% |
| 電話番号 | 4 団体 | 12% |
| 負傷者情報 | 3 団体 | 9% |
| 死亡情報 | 2 団体 | 6% |
| 体調 | 2 団体 | 6% |
| 職業在学学校 | 1 団体 | 3% |
| 記入者名 | 1 団体 | 3% |
| 介護の要否 | 1 団体 | 3% |
| 特記事項 | 1 団体 | 3% |
| 地区 | 1 団体 | 3% |
| 血液型 | 1 団体 | 3% |
| 連絡先 | 1 団体 | 3% |
| 退所日 | 1 団体 | 3% |
| 行方不明状況 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 11 団体 | 33% |
| 4 避難者名簿の作成方法 | | |
| 入り口で職員が記入する | 10 団体 | 30% |
| 入口で本人が記入 | 7 団体 | 21% |
| 本人に様式を事前に配り回収する | 4 団体 | 12% |
| IP電話で本人が登録 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 12 団体 | 36% |

避難者情報の収集について

| 内容 | 回答数 | 比率 |
|---|-------|-----|
| 5 様式を配布し名簿を作成する場合の様式配布者 | | |
| 常勤公務員 | 9 団体 | 27% |
| ボランティア(避難所運営委員会等) | 3 団体 | 9% |
| 非常勤公務員 | 1 団体 | 3% |
| 様式配布 未実施 | 11 団体 | 33% |
| 基準無し | 11 団体 | 33% |
| 6 様式を配布し名簿を作成する場合の様式回収者 | | |
| 常勤公務員 | 9 団体 | 27% |
| ボランティア | 2 団体 | 6% |
| 非常勤公務員 | 1 団体 | 3% |
| 様式配布 未実施 | 11 団体 | 33% |
| 基準無し | 11 団体 | 33% |
| 7 避難所での様式整理方法 | | |
| パソコン入力 | 11 団体 | 33% |
| 紙に書き写し整理 | 9 団体 | 27% |
| そのまま保管 | 3 団体 | 9% |
| 基準なし | 14 団体 | 43% |
| 8 役場までの通信形態 | | |
| 電話 | 8 団体 | 24% |
| ファックス | 8 団体 | 24% |
| 運搬 | 5 団体 | 15% |
| Eメール | 4 団体 | 12% |
| 防災システム | 2 団体 | 6% |
| 安否システム | 2 団体 | 6% |
| 役場には情報伝達しない | 3 団体 | 9% |
| 基準無し | 14 団体 | 43% |
| 9 役場での情報整理方法 | | |
| パソコン入力 | 10 団体 | 30% |
| 紙に書き写し整理 | 5 団体 | 15% |
| 役場には情報伝達しない | 2 団体 | 6% |
| 防災システム | 2 団体 | 6% |
| 安否システム | 2 団体 | 6% |
| 基準無し | 15 団体 | 46% |
| 実施していない | 1 団体 | 3% |
| 10 整理後の情報管理方法 | | |
| 避難所ごとに管理 | 11 団体 | 33% |
| 役場ごとに管理 | 5 団体 | 15% |
| 区役所ごと | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 14 団体 | 43% |
| 11 平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報のうち安否情報の整理に利用するもの | | |
| 住民基本台帳 | 8 団体 | 24% |
| 要救護者リスト | 4 団体 | 12% |
| 外国人登録原票 | 3 団体 | 9% |
| 特に無し | 2 団体 | 6% |
| 基準無し | 21 団体 | 64% |
| 12 避難者情報の更新の頻度(1日あたり) | | |
| 1回 | 6 団体 | 18% |
| 2回 | 5 団体 | 15% |
| 随時更新 | 7 団体 | 21% |
| 基準無し | 15 団体 | 46% |

避難者情報の収集

| 内容 | 回答数 | 比率 |
|--|-------|-----|
| 13 避難者情報収集を行う公務員数(1避難所あたり) | | |
| 2名 | 9 団体 | 27% |
| 1名 | 4 団体 | 12% |
| 3名 | 4 団体 | 12% |
| 5名 | 3 団体 | 9% |
| 基準無し | 12 団体 | 36% |
| 14 行政職員以外（ボランティア、自治会、学校、等）の協力形態 | | |
| 特に無し | 11 団体 | 33% |
| 自治会等の活用 | 7 団体 | 21% |
| 受付補助 | 1 団体 | 3% |
| 様式配布 | 1 団体 | 3% |
| システムIDパスワード管理(学校へ) | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 12 団体 | 36% |
| 15 避難所の入退所管理 | | |
| 各自で職員に報告 | 16 団体 | 49% |
| 名簿で管理 | 5 団体 | 15% |
| 各自でカードに記入、職員がリストに転記 | 1 団体 | 3% |
| 各自で自治会に報告 | 1 団体 | 3% |
| 届出を出す | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 14 団体 | 43% |
| 16 避難者情報を回答する者 | | |
| 役場の職員 | 12 団体 | 36% |
| 避難所毎の職員 | 9 団体 | 27% |
| 安否情報システム | 2 団体 | 6% |
| ホームページ | 1 団体 | 3% |
| 各区役所 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 15 団体 | 46% |
| 17 提供についての本人から了解を得ているか | | |
| 得ている | 10 団体 | 30% |
| 得ていない | 8 団体 | 24% |
| 避難所ごとに差異 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 14 団体 | 43% |
| 18 照会者の本人確認をしているか | | |
| 確認していない | 10 団体 | 30% |
| 確認している | 5 団体 | 15% |
| 基準無し | 18 団体 | 55% |
| 19 確認している場合の具体的方法 | | |
| 本人確認していない | 10 団体 | 30% |
| 住所、氏名、本人との関係 | 2 団体 | 6% |
| 住所、氏名、性別、生年月日、職業(学年) | 1 団体 | 3% |
| 住所・氏名・性別・生年月日を確認 | 1 団体 | 3% |
| 住所、氏名、電話番号、被照会者との関係 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 18 団体 | 55% |

| 内容 | 回答数 | 比率 |
|----------------------------|-------|------|
| 20 回答の判断基準 | | |
| 本人の拒否の意思表示 | 1 団体 | 3% |
| 被照会者との関係の明確度 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 31 団体 | 94% |
| 21 回答方法 | | |
| 電話 | 15 団体 | 46% |
| ファックス | 6 団体 | 18% |
| Eメール | 4 団体 | 12% |
| 面談 | 3 団体 | 9% |
| 名簿の張り出し | 1 団体 | 3% |
| 記者配布・ホームページへの掲示 | 1 団体 | 3% |
| 安否システム | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 13 団体 | 39% |
| 22 安否情報提供システムの有無 | | |
| ない | 27 団体 | 82% |
| ある | 5 団体 | 15% |
| 整備中 | 1 団体 | 3% |
| 23 システムがある場合の使用実績 | | |
| 防災訓練 | 1 団体 | 3% |
| 実績無し | 5 団体 | 15% |
| システム無し | 27 団体 | 82% |
| 24 マスコミへの報道発表方法 | | |
| 公開の同意がある者の個人情報を公開 | 6 団体 | 18% |
| 全て非公開 | 4 団体 | 12% |
| 同意の有無に関わらず全て公開 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 22 団体 | 67% |
| 25 報道発表で公開する項目 | | |
| 住所 | 7 団体 | 21% |
| 性別 | 7 団体 | 21% |
| 氏名 | 6 団体 | 18% |
| 年齢 | 4 団体 | 12% |
| 生年月日 | 2 団体 | 6% |
| 死亡・負傷の状況 | 3 団体 | 9% |
| 被害にあった場所 | 1 団体 | 3% |
| 避難先 | 1 団体 | 3% |
| 基準無し | 22 団体 | 67% |
| 26 安否情報を回答した際のトラブル例 | | |
| 空き巣 | 0 団体 | 0% |
| 振り込め詐欺 | 0 団体 | 0% |
| 特に無し | 33 団体 | 100% |

安否情報収集・提供に関するアンケート調査

| 市町村名 | | A市 | B市 | C市 | D町 | E市 |
|--------------|---|---|----------------------------|---|----------------------------|---------------------|
| 避難者情報の収集について | どこから安否情報を収集しているか | 避難所 | 避難所・医療機関・警察・消防 | 避難所・民生委員・児童委員・社会福祉施設管理者・区役所職員 | 避難所・自治会・公共機関 | 避難所・医療機関・警察・消防 |
| | 避難所で避難者名簿は作成しているか | 作成している | 作成している | 作成している | 作成していない | 作成している |
| | 避難者情報の収集項目 | 住所・氏名・性別・生年月日・公表範囲の可否・続柄・血液型・負傷死亡の状況・電話番号 | 住所・氏名・性別・生年月日・受傷程度・公開の可否 他 | 住所・氏名・性別・生年月日・公表範囲の可否・年齢・避難場所・記入日時・記入者名 | 住所・氏名・生年月日・安否確認時・確認場所(施設) | 住所・氏名・性別・生年月日・避難先 |
| | 避難者名簿の作成方法 | 入口で本人が記入 | 入口で職員が記入 | 本人に様式を事前に配り回収 | 入口で職員が記入 | 入口で職員が記入 |
| | 様式を配布し名簿を作成する場合の様式配布者・回収者 | 常勤公務員 ボランティア | 常勤公務員 ボランティア | 常勤公務員 ボランティア | 様式配布 未実施 | 様式配布 未実施 |
| | 避難所での様式整理方法 | パソコン入力 | パソコン入力 | パソコン入力 | パソコン入力・紙に書き 写し整理 | 紙に書き写し整理 |
| | 役場までの通信形態 | 安否システム | ファックス・Eメール・運搬 | 防災システム | 安否システム | 電話 |
| | 役場での情報整理方法 | 安否システム | パソコン入力 | 防災システム | 安否システム | パソコン入力 |
| | 整理後の情報管理方法 | 役場ごとに管理 | 避難所ごとに管理 | 避難所ごとに管理 | 避難所ごとに管理 | 避難所ごとに管理 |
| | 平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報のうち安否情報の整理に利用するもの | 基準無し | 要救護者リスト | 基準無し | 住民基本台帳 | 要援護者リスト |
| | 避難者情報の更新の頻度(1日あたり) | 基準無し | 随時更新 | 1回 | 3回 | 随時更新 |
| | 避難者情報収集を行う公務員の人数(1避難所あたり) | 常勤公務員2名 | 常勤公務員1名 | 常勤公務員2名 | 常勤公務員2名 | 常勤公務員2名 |
| | 行政職員以外(ボランティア、自治会、学校、等)の協力形態 | 自主防災組織に依頼 学校にシステム入力ID パスワード管理を依頼 | 地域が主体となって避難所の運営をいただくよう依頼。 | 避難所運営委員会を避難所毎に結成①自主防災組織、②区役所職員、③施設管理者、④ボランティア組織 | 自治会で世帯・家族数の情報収集作業を協力してもらおう | 特に無し |
| | 避難所の入退所管理 | 各自で職員・自治会に報告 | 基準無し | 各自で職員に報告 | 各自で職員に報告 | 各自で職員に報告 |
| 避難者情報の提供について | 避難者情報を回答する者 | 安否システム | 避難所毎の職員 役場の職員 | 避難所毎の職員 役場の職員 | 役場の職員 安否情報システム | 役場の職員 |
| | 提供についての本人から了解を得ているか | 得ている | 得ている | 得ている | 得ていない | 得ていない |
| | 照会者の本人確認をしているか | 確認していない | 確認していない | 確認していない | 確認していない | 確認している |
| | 確認している場合の具体的方法 | 基準無し | 本人確認していない | 本人確認していない | 本人確認していない | 住所・氏名、電話番号、被照会者との関係 |
| | 回答の判断基準 | 基準無し | 基準無し | 本人の拒否の意思表示(個人情報保護条例で判断) | 基準無し | 被照会者との関係の明確度 |
| | 回答方法 | 安否システム | 電話・面談 | 電話・ファックス・Eメール・面談 | 電話・ファックス・Eメール | 電話 |
| | 情報提供システムの有無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 無 |
| | システムがある場合の使用実績 | 実績無し | システム無し | システム無し | 防災訓練 | システム無し |
| | マスコミへの報道発表方法 | 公開の同意がある者の個人情報を公開 | 公開の同意がある者の個人情報を公開 | 公開の同意がある者の個人情報を公開 | 本人確認できた者の個人情報を公開 | 公開の同意がある者の個人情報を公開 |
| | 報道発表で公開する項目 | 住所・氏名・性別・生年月日・状態・避難先 | 住所・氏名・性別・生年月日・受傷程度 | 住所・氏名・性別・年齢 | 住所・氏名 | 住所・氏名・性別・生年月日 |
| 避難者情報の提供について | 情報を回答した際のトラブル例 | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し |
| | 過去の災害対応実績 | | | | | |
| | 災害の概要 | 事例無し | 台風 | 地震 | 地震 | 台風 |
| | 避難者総数 | 事例無し | 14人 | 236,899人 | 6人 | 468人 |
| | 避難者における避難者のピーク | 事例無し | 6時間後 | 168時間後 | 4時間後 | 3時間後 |
| | 避難所総数(最大) | 事例無し | 4カ所 | 599カ所 | 1カ所 | 23カ所 |
| | 避難所設置のピーク | 事例無し | 6時間後 | 9日後 | 4時間後 | 不明 |
| | 避難所設置期間 | 事例無し | 無し | 216日 | 2日 | 2日 |
| | 安否照会件数 | 事例無し | 不明 | 不明 | 不明 | 2件 |
| | 安否照会件数のピーク | 事例無し | 不明 | 不明 | 8時間後 | 不明 |

安否情報収集・提供に関するアンケート調査

| 市町村名 | | F市 | G市 | H市 | I市 | J市 |
|------------------------------|---|----------------|-------------|--------------------------------|---|------------------------------------|
| 避難者情報の収集について | どこから安否情報を収集しているか | 避難所 | 避難所 | 避難所 | 避難所・医療機関・警察・消防・各公共施設 | 避難所 |
| | 避難所で避難者名簿は作成しているか | 作成している | 作成している | 作成している | 作成している | 作成している |
| | 避難者情報の収集項目 | 住所・氏名 | 住所・氏名・性別 | 住所・氏名・性別 | 住所・氏名・性別・公表・閲覧の可否・年齢・避難所・連絡先・入所日・怪我人情報・行方不明状況・死亡者情報 | 住所・氏名・性別・生年月日・公表の可否・避難先 |
| | 避難者名簿の作成方法 | 入口で職員が記入 | 入口で本人が記入 | 入口で本人が記入 | 基準無し | 本人に様式を事前配布 |
| | 様式を配布し名簿を作成する場合の様式配布者・回収者 | 様式配布 未実施 | 様式配布 未実施 | 様式配布 未実施 | 常勤公務員 非常勤公務員 | (配布者)常勤公務員・防災拠点運営委員会 (回収者)常勤公務員 |
| | 避難所での様式整理方法 | そのまま保管 | そのまま保管 | パソコン入力・紙に書き写し整理 | パソコン入力・紙に書き写し整理 | 紙に書き写し整理 |
| | 役場までの通信形態 | 役場には情報伝達しない | 役場には情報伝達しない | ファックス・電話・Eメール・防災システム | ファックス・電話・Eメール | ファックス・Eメール |
| | 役場での情報整理方法 | 役場には情報伝達しない | 役場には情報伝達しない | パソコン入力 紙に書き写し整理 防災情報システム | パソコン入力・紙に書き写し整理 | 実施していない |
| | 整理後の情報管理方法 | 避難所ごとに管理 | 避難所ごとに管理 | 避難所ごとに管理 | 役場ごとに管理 | 避難所ごと |
| | 平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報のうち安否情報の整理に利用するもの | 住民基本台帳・外国人登録原票 | 特に無し | 特に無し | 住民基本台帳・外国人登録原票 | 基準無し |
| | 避難者情報の更新の頻度(1日あたり) | 1回 | 1回 | 随時更新 | 随時更新 | 基準無し |
| | 避難者情報収集を行う公務員の人数(1避難所あたり) | 常勤公務員1名 | 常勤公務員2名 | 常勤公務員1名 | 基準無し | 常勤公務員5名 |
| 行政職員以外(ボランティア、自治会、学校、等)の協力形態 | 特に無し | 特に無し | 受付補助 | 特に無し | 様式の配布を依頼 | |
| 避難所の入退所管理 | 各自で職員に報告 名簿で管理 | 各自で職員に報告 | 各自で職員に報告 | 基準無し | 各自で避難所カードへの記入→職員が避難者リストへ転記 | |
| 避難者情報の提供について | 避難者情報を回答する者 | 基準無し | 基準無し | 避難所毎の職員 役場の職員 | 基準無し | 避難所毎の職員 |
| | 提供についての本人から了解を得ているか | 基準無し | 基準無し | 得ていない | 基準無し | 得ていない |
| | 照会者の本人確認をしているか | 基準無し | 基準無し | 確認していない | 基準無し | 確認していない |
| | 確認している場合の具体的方法 | 基準無し | 基準無し | 本人確認していない | 基準無し | 基準無し |
| | 回答の判断基準 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し |
| | 回答方法 | 基準無し | 面談 | 電話・ファックス・Eメール | 基準無し | 面談 |
| | 情報提供システムの有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無(整備中) |
| | システムがある場合の使用実績 | システム無し | システム無し | システム無し | システム無し | システム無し |
| | マスコミへの報道発表方法 | 発表していない | 発表していない | 同意者のみ公開 | 基準無し | 基準無し |
| | 報道発表で公開する項目 | 基準無し | 基準無し | 住所・性別 | 基準無し | 基準無し |
| 避難者情報の提供について | 情報を回答した際のトラブル例 | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し |
| | 過去の災害対応実績 | | | | | |
| | 災害の概要 | 台風 | 豪雨 | 事例無し | 事例無し | 台風 |
| | 避難者総数 | 7人 | 7人 | 事例無し | 事例無し | 344人 |
| | 避難者における避難者のピーク | 4時間後 | 6時間後 | 事例無し | 事例無し | 15時間後 |
| | 避難所総数(最大) | 3カ所 | 不明 | 事例無し | 事例無し | 83カ所 |
| | 避難所設置のピーク | 3時間後 | 不明 | 事例無し | 事例無し | 15時間後 |
| | 避難所設置期間 | 5日 | 2日 | 事例無し | 事例無し | 1日 |
| | 安否照会件数 | 0件 | 0件 | 事例無し | 事例無し | 0件 |
| 安否照会件数のピーク | 事例無し | 事例無し | 事例無し | 事例無し | 事例無し | |

安否情報収集・提供に関するアンケート調査

| 市町村名 | | K市 | L町 | M市 | | N市 | |
|--------------|---|----------------------------------|------------------------|---------|----------------|-----------------------|-------|
| 避難者情報の収集について | どこから安否情報を収集しているか | 避難所 | 避難所・消防・消防団 | 基準無し | | 避難所 | |
| | 避難所で避難者名簿は作成しているか | 作成している | 作成している | 基準無し | | 作成している | |
| | 避難者情報の収集項目 | 住所・氏名・性別・避難日・年齢・電話番号・体調(良・悪)・退所日 | 住所・氏名・性別・生年月日 | 基準無し | | 住所・氏名・性別・生年月日・連絡先電話番号 | |
| | 避難者名簿の作成方法 | 入口で本人が記入 | 入口で職員が記入 | 基準無し | | 入口で本人が記入 | |
| | 様式を配布し名簿を作成する場合の様式配布者・回収者 | 様式配布 未実施 | 様式配布 未実施 | 基準無し | | 様式配布 未実施 | |
| | 避難所での様式整理方法 | そのまま保管 | パソコン入力 | 基準無し | | パソコン入力 | |
| | 役場までの通信形態 | ファックス | 基準無し | 基準無し | | ファックス | |
| | 役場での情報整理方法 | パソコン入力 | 基準無し | 基準無し | | パソコン入力 | |
| | 整理後の情報管理方法 | 役場ごとに管理 | 役場ごとに管理 | 基準無し | | 避難所ごとに管理 | |
| | 平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報のうち安否情報の整理に利用するもの | 住民基本台帳・要介護者リスト | 基準無し | 基準無し | | 基準無し | |
| | 避難者情報の更新の頻度(1日あたり) | 随時更新 | 基準無し | 基準無し | | 2回 | |
| | 避難者情報収集を行う公務員の人数(1避難所あたり) | 常勤公務員2名 | 常勤公務員1名 | 基準無し | | 常勤公務員2名 | |
| | 行政職員以外(ボランティア、自治会、学校、等)の協力形態 | 自治会、自主防災組織、民生委員に要援護者の避難に協力要請 | 自治会長等から避難者数等を電話連絡してもらう | 基準無し | | 特に無し | |
| | 避難所の入退所管理 | 各自で職員に報告 | 各自で職員に報告 | 基準無し | | 各自で職員に報告名簿で管理 | |
| 避難者情報の提供について | 避難者情報を回答する者 | 避難所毎の職員 役場の職員 | 役場の職員 | 基準無し | | 役場の職員 | |
| | 提供についての本人から了解を得ているか | 得ていない | 得ていない | 基準無し | | 得ている | |
| | 照会者の本人確認をしているか | 基準無し | 基準無し | 基準無し | | 確認していない | |
| | 確認している場合の具体的方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | | 本人確認していない | |
| | 回答の判断基準 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | | 基準無し | |
| | 回答方法 | 電話 | 電話 | 基準無し | | 電話・ファックス | |
| | 情報提供システムの有無 | 有 | 無 | 無 | | 無 | |
| | システムがある場合の使用実績 | 実績無し | システム無し | システム無し | | システム無し | |
| | マスコミへの報道発表方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | | 基準無し | |
| | 報道発表で公開する項目 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | | 基準無し | |
| 避難者情報の提供について | 情報を回答した際のトラブル例 | 特に無し | 特に無し | 特に無し | | 特に無し | |
| | 過去の災害対応実績 | 災害の概要 | 豪雨 | 台風 | 地震 | 事故 | 地震 |
| | | 避難者総数 | 8514 | 1,067人 | 9,494人 | 不明 | 20人 |
| | | 避難者における避難者のピーク | 18時間後 | 10時間後 | 39時間後 | 避難者無し | 13時間後 |
| | | 避難所総数(最大) | 69カ所 | 21カ所 | 91カ所 | 2カ所 | 80カ所 |
| | | 避難所設置のピーク | 24時間後 | 10時間後 | 39時間後 | 避難者無し | 13時間後 |
| | | 避難所設置期間 | 73日 | 38日 | 179日 | 1日 | 2日 |
| | | 安否照会件数 | 不明 | 多数 資料無し | 不明 | 46件 | 不明 |
| | | 安否照会件数のピーク | 不明 | 5時間後 | ※「一晩中断的に鳴り続けた」 | 10~12時間後 | 不明 |

安否情報収集・提供に関するアンケート調査

| 市町村名 | | O市 | P町 | Q市 | R市 | S県 | |
|--------------|---|----------------|--|--------------------------|---------------|----------------|------|
| 避難者情報の収集について | どこから安否情報を収集しているか | 避難所 | 避難所・自治会 | 避難所 | 避難所 | 市町村 | |
| | 避難所で避難者名簿は作成しているか | 作成している | 作成している | 作成している | 作成している | 避難所未開設 | |
| | 避難者情報の収集項目 | 住所・氏名・性別・生年月日 | 住所・氏名・性別・生年月日・年齢・健康状態 | 住所・氏名・性別・生年月日・続柄・連絡先電話番号 | 住所・氏名・性別・生年月日 | 基準無し | |
| | 避難者名簿の作成方法 | 入口で本人が記入 | IP電話で本人が登録 | 入口で職員が記入 | 入口で職員が記入 | 基準無し | |
| | 様式を配布し名簿を作成する場合の様式配布者・回収者 | 様式配布 未実施 | 様式配布 未実施 | 様式配布 未実施 | 様式配布 未実施 | 基準無し | |
| | 避難所での様式整理方法 | パソコン入力 | 基準無し | パソコン入力 | パソコン入力 | 基準無し | |
| | 役場までの通信形態 | 電話・運搬 | 基準無し | ファックス | 電話・運搬 | 基準無し | |
| | 役場での情報整理方法 | パソコン入力 | 基準無し | パソコン入力 | パソコン入力 | 基準無し | |
| | 整理後の情報管理方法 | 役場ごとに管理 | 基準無し | 避難所ごとに管理 | 区役所ごとに管理 | 基準無し | |
| | 平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報のうち安否情報の整理に利用するもの | 基準無し | 住民基本台帳 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難者情報の更新の頻度(1日あたり) | 随時更新 | 3回 | 2回 | 随時更新 | 基準無し | |
| | 避難者情報収集を行う公務員の人数(1避難所あたり) | 常勤公務員3名 | 常勤公務員3名 | 常勤公務員2名 | 常勤公務員3名 | 基準無し | |
| | 行政職員以外(ボランティア、自治会、学校、等)の協力形態 | 特に無し | 自治会長宅にファクシミリを設置した。毎年、全自治会が参加して住民避難・安否確認の訓練を行っている | 特に無し | 特に無し | 基準無し | |
| 避難所の入退所管理 | 各自で職員に報告 | 各自で職員に報告 | 各自で職員に報告名簿で管理 | 各自で職員に報告名簿で管理 | 基準無し | | |
| 避難者情報の提供について | 避難者情報を回答する者 | 役場の職員 | 避難所毎の職員 | 市のホームページ | 各区役所 | 基準無し | |
| | 提供についての本人から了解を得ているか | 得ていない | 得ている | 得ている | 基準無し | 基準無し | |
| | 照会者の本人確認をしているか | 確認していない | 確認している | 確認していない | 基準無し | 基準無し | |
| | 確認している場合の具体的方法 | 本人確認していない | 住所・氏名・間柄 | 本人確認していない | 本人確認していない | 基準無し | |
| | 回答の判断基準 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 回答方法 | 電話 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 情報提供システムの有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | |
| | システムがある場合の使用実績 | システム無し | システム無し | システム無し | システム無し | 実績無し | |
| | マスコミへの報道発表方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 同意の有無に関わらず全て公開 | |
| | 報道発表で公開する項目 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 住所・性別・年齢 | |
| 避難者情報の提供について | 情報を回答した際のトラブル例 | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | |
| | 過去の災害対応実績 | 災害の概要 | 地震 | 地震 | 地震 | 台風 | 台風 |
| | | 避難者総数 | 794人 | 3834人 | 2759人 | 794人 | 33人 |
| | | 避難者における避難者のピーク | 不明 | 18時間後 | 13時間後 | 不明 | 6時間後 |
| | | 避難所総数(最大) | 30カ所 | 12カ所 | 80カ所 | 87カ所 | 6カ所 |
| | | 避難所設置のピーク | 9時間後 | 8時間後 | 13時間後 | - | 6時間後 |
| | | 避難所設置期間 | 2日 | 39日 | 55日 | 3日 | 2日 |
| | | 安否照会件数 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 0件 |
| | | 安否照会件数のピーク | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 事例無し |

安否情報収集・提供に関するアンケート調査

| 市町村名 | | T県 | U県 | V県 | W県 | X県 | |
|--------------|---|---|-----------|--------|----------------|--------------------------|-----------|
| 避難者情報の収集について | どこから安否情報を収集しているか | 避難所 | 警察・消防・市町村 | 市町村 | 警察・消防・市町村 | 警察・消防・市町 | |
| | 避難所で避難者名簿は作成しているか | 作成している | 避難所未開設 | 避難所未開設 | 避難所未開設 | 避難所未開設 | |
| | 避難者情報の収集項目 | 住所・氏名・性別・公表の可否・続柄・年齢・介護の要否・特記事項(医療の要否・特別食料の要否)・地区 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難者名簿の作成方法 | 本人に様式を事前に配り回収 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 様式を配布し名簿を作成する場合の様式配布者・回収者 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難所での様式整理方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 役場までの通信形態 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 役場での情報整理方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 整理後の情報管理方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報のうち安否情報の整理に利用するもの | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難者情報の更新の頻度(1日あたり) | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難者情報収集を行う公務員の人数(1避難所あたり) | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 行政職員以外(ボランティア、自治会、学校、等)の協力形態 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難所の入退所管理 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| 避難者情報の提供について | 避難者情報を回答する者 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 提供についての本人から了解を得ているか | 得ている | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 得ていない | |
| | 照会者の本人確認をしているか | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 確認している | |
| | 確認している場合の具体的方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 回答の判断基準 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 回答方法 | 電話・名簿の張り出し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 電話・記者配布・ホームページへの掲示 | |
| | 情報提供システムの有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| | システムがある場合の使用実績 | 実績無し | システム無し | システム無し | システム無し | システム無し | |
| | マスコミへの報道発表方法 | 発表していない | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 報道発表で公開する項目 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 性別・年齢、被害にあった場所 | 死者・負傷者の住所・性別・年齢、死亡・負傷の状況 | |
| 避難者情報の提供について | 情報を回答した際のトラブル例 | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | |
| | 過去の災害対応実績 | 災害の概要 | 噴火災害 | 事例無し | 地震 | 豪雨 | 地震 |
| | | 避難者総数 | 6411人 | 事例無し | 103,178人 | 11,116人 | 316,678人 |
| | | 避難者における避難者のピーク | 200時間後 | 事例無し | 72時間後 | 12時間後 | 144時間後 |
| | | 避難所総数(最大) | 58カ所 | 事例無し | 603カ所 | 373カ所 | 1153カ所 |
| | | 避難所設置のピーク | 13時間後 | 事例無し | 5日後 | 12時間後 | 6日後 |
| | | 避難所設置期間 | 30日 | 事例無し | 58日 | 56日 | 257日 |
| | | 安否照会件数 | 22,590件 | 事例無し | 不明 | 不明 | 14,695件 |
| | | 安否照会件数のピーク | 32~104時間後 | 事例無し | 不明 | 不明 | 5日後 ※823件 |

安否情報収集・提供に関するアンケート調査

| 市町村名 | | Y県 | Z県 | a県 | b県 | c県 | |
|--------------|---|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 避難者情報の収集について | どこから安否情報を収集しているか | 市町村 | 市町村 | 市町村 | 市町村 | 市町村 | |
| | 避難所で避難者名簿は作成しているか | 避難所未開設 | 避難所未開設 | 避難所未開設 | 避難所未開設 | 避難所未開設 | |
| | 避難者情報の収集項目 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難者名簿の作成方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 様式を配布し名簿を作成する場合の様式配布者・回収者 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難所での様式整理方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 役場までの通信形態 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 役場での情報整理方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 整理後の情報管理方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報のうち安否情報の整理に利用するもの | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難者情報の更新の頻度(1日あたり) | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難者情報収集を行う公務員の人数(1避難所あたり) | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 行政職員以外(ボランティア、自治会、学校、等)の協力形態 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 避難所の入退所管理 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| 避難者情報の提供について | 避難者情報を回答する者 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 提供についての本人から了解を得ているか | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 照会者の本人確認をしているか | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 確認している場合の具体的方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 回答の判断基準 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 回答方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 情報提供システムの有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| | システムがある場合の使用実績 | システム無し | システム無し | システム無し | システム無し | システム無し | |
| | マスコミへの報道発表方法 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| | 報道発表で公開する項目 | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | 基準無し | |
| 避難者情報の提供について | 情報を回答した際のトラブル例 | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | 特に無し | |
| | 過去の災害対応実績 | 災害の概要 | 地震 | 地震 | 台風 | 地震 | 台風 |
| | | 避難者総数 | 1500人 | 6,598人 | 903人 | 6,985人 | 1,020人 |
| | | 避難者における避難者のピーク | 8時間後 | 10時間後 | 2時間後 | 10時間後 | 3時間後 |
| | | 避難所総数(最大) | 90カ所 | 30カ所 | 5カ所 | 120カ所 | 50カ所 |
| | | 避難所設置のピーク | 10時間後 | 9時間後 | 2時間後 | 13時間後 | 不明 |
| | | 避難所設置期間 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 |
| | | 安否照会件数 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |
| | | 安否照会件数のピーク | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |

避難者名簿 (世帯単位)

| | | | | | |
|--|-------|-------|-----|---|--|
| ①入所年月日 | | 年 月 日 | | ②住 所 | |
| ③あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。 | | | | | |
| ふりがな 氏 名 | | 年齢 | 性別 | (分区) 電話番号 | () 分区 |
| 世帯主 | | | 男・女 | ④家屋の被害状況 | 全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通 床上浸水・床下浸水 |
| ご家族 | | | 男・女 | ⑤避難情報 あなたの家族は全員避難していますか。 イ 全員避難した。 ロ まだ残っている。 → どなたですか。 () () | |
| | | | 男・女 | ⑥安否情報 あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ 全員連絡が取れた。 ロ まだ取れていない。 → どなたですか。 () () | |
| | | | 男・女 | ⑦親族等連絡を取りたい人の連絡先電話番号等 | |
| | | | 男・女 | | |
| ⑧ご家族に、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。 | | | | | |
| ⑨安否の問い合わせがあつた場合、住所、氏名を答えてもよいですか？ → はい ・ いいえ | | | | | |
| 退出年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 転出先 | 連絡先 | | | | |
| 備考 (この欄には記入しないでください。) | | | | | |

避難者カード(兼 安否確認票)

※1世帯で1枚記入

| | | |
|--------|--|-----|
| | | 確認者 |
| 避難した日時 | 20 年 月 日 : | |
| 退去した日時 | 20 年 月 日 : | |
| 避難生活区画 | <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 教室(階 年 組用) <input type="checkbox"/> _____ | |
| 住 所 | 区 町 丁目 番 号 *アパート・マンション名 _____ | |

同居家族全員を記入してください。

| フリガナ 氏 名 災害活動に関する 特技・資格など | 性 別 | 年 齢 (才) | 状 況 | 備 考 又は伝言 |
|------------------------------------|-----|------------|---|-------------|
| | 男・女 | | <input type="checkbox"/> この避難場所にあります <input type="checkbox"/> 自宅にいます <input type="checkbox"/> () にいます <input type="checkbox"/> 連絡がとれません <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> () | |
| | 男・女 | | <input type="checkbox"/> この避難場所にあります <input type="checkbox"/> 自宅にいます <input type="checkbox"/> () にいます <input type="checkbox"/> 連絡がとれません <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> () | |
| | 男・女 | | <input type="checkbox"/> この避難場所にあります <input type="checkbox"/> 自宅にいます <input type="checkbox"/> () にいます <input type="checkbox"/> 連絡がとれません <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> () | |
| | 男・女 | | <input type="checkbox"/> この避難場所にあります <input type="checkbox"/> 自宅にいます <input type="checkbox"/> () にいます <input type="checkbox"/> 連絡がとれません <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> () | |
| | 男・女 | | <input type="checkbox"/> この避難場所にあります <input type="checkbox"/> 自宅にいます <input type="checkbox"/> () にいます <input type="checkbox"/> 連絡がとれません <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> () | |

みなさまの安否について問合わせが予想されますが、この避難者カード記載の情報により外部に公表したり、このカード自体をこの場所で閲覧させたりすることにも活用したいと考えています。
 ただし、プライバシー保護の観点から、ご本人が認めた場合のみ活用しますので、ご希望の番号に○を付けてください。

- 公表・閲覧してもよい
- この避難場所名と氏名のほか、次のレ点を付けた情報を公表・閲覧してもよい
 < 住所 性別 年齢 伝言 >
- 公表・閲覧は断ります

| | | | |
|--------------------|------|--------|-------|
| 災害用伝言ダイヤル(171)について | 利用した | 利用する予定 | 利用しない |
|--------------------|------|--------|-------|

民間安否情報システムの比較

| 区分 | テレビ | 固定電話 | 携帯電話 | インターネット |
|----------|---|---|--|--|
| システムの例 | NHK安否放送 | NTT災害用伝言ダイヤル「171」 | i-mode災害用伝言ダイヤル等 | IAAシステム |
| 提供者 | NHK | NTT | NTTドコモ・au等 | WIDE Project(村井純慶應大学教授)共同開発 情報通信研究機構 |
| 運用開始 | 平成7年1月17日 | 平成10年3月31日 | NTTドコモ 平成16年4月 au 平成17年1月31日 | 平成14年8月 |
| 情報内容 | ①「ある人」から「ある人」へのメッセージを放送 ②避難者リストを放送 | メッセージ30秒以内 | 【NTTドコモ】 ①無事です ②被害があります ③自宅に居ます ④避難所に居ます ①～④から選択 メッセージ100字以内 | ふりがな ローマ字の名前 通称 漢字 負傷の程度 避難場所 備考 |
| 登録者 | 被災者又は被災者の情報を知りたい者 | NTT電話の権利者 | 携帯電話使用者 | 被災者(又は代理入力者) |
| 視聴者 | NHKを受信できれば誰でも視聴できる | 被災者の電話番号[+暗証番号(登録者設定時)]を知っている者 | 被災者の電話番号を知っているもの | 被災者の名前を知っている者(生年月日・郵便番号・性別等で絞り込む) |
| 新潟県中越地震時 | 約2万件放送 被災者から「ある人」へ 約600件 「ある人」から被災者へ 約2万件 | 約35万アクセス ※詳細区分は不明 | 約24万アクセス (登録10万件、検索14万件) | 約8万アクセス (登録 630件、検索79706件) |
| 端末普及台数 | 9000万台 | 7100万台 | 9000万台 | 7948万人 (インターネット利用者) |
| 世帯普及率 | 99.3% | 99.8% | 91% | 62% |
| メリット | ○操作することなく視聴するだけでよい ○普及率が高いため多くの人が活用できる | ○普及率が高いため多くの人が活用できる ○希望者は暗証番号を設定できるため個人情報保護できる | ○情報を細かい通信単位に分割しているパケット通信を使用しているため、通信の輻射防止に有効 ○持ち歩きできる携帯電話を使用するためどこでも使用出来、利便性が良い | ○被災者の名前だけで情報を検索できる ○普及率が他のメディアに比べて低い |
| デメリット | ○情報処理に限界がある ○著名人の名前を使ったいたずらが発生した。 | ○関係者同士であらかじめ暗証番号を決めておく必要がある。 | ○被災者の電話番号を知っていれば誰でも個人情報を見ることが出来る。 ○電波が混乱し、閲覧が困難な場合もある。 ○高齢者が使いにくい。 | ○被災者の名前だけで情報を検索できるため安易に個人情報知られてしまう |
| 通信の安定性 | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 使いやすさ | ◎ | ○ | △ | × |
| 検索容易性 | × | ◎ | ◎ | ◎ |
| 普及率 | ◎ | ◎ | ○ | × |
| 個人情報保護措置 | △ | ○(希望者は暗証番号設定) | △ | × |

安否情報伝達の沿革

◆関東大震災(1923年)

- 死者・行方不明者が10万人以上発生し、多くの生き別れ、避難所では家族を捜す人が多数
- 日比谷公園や上野公園では尋ね人の張り紙多数
- 地震数日後から発行された新聞には家族からの連絡を訪ねる広告が掲載
- 「東京罹災者情報局」による罹災者名簿の作成
 - ①焼失家屋調査
 - ②倒壊家屋調査
 - ③死傷者調査
 - ④迷子調査
 - ⑤立ち退き先調査

◆伊勢湾台風(1959年)

- 安否放送の試み

◆新潟地震(1964年)他

- NHKラジオによる「尋ね人放送」を地震の10時間後から実施
- 申し込み者が殺到し、3000件以上の放送実施
- 同様の安否放送を、宮城県沖地震(1978年)、長崎水害(1982年)、日本海中部地震(1983年)
- 北海道南西沖地震(1993年)でも実施

◆阪神淡路大震災(1995年)

- 延べ14日間320時間の安否放送の実施(NHK(FMラジオ)162.30時間、教育テレビ158.45時間)
- 安否放送の課題
 - ・受付総数54,612件>>放送実施総数31,896件
 - ・被災者の安否問い合わせがほとんど(被災者からの安否情報は約3%(1,027件))
 - ・検索性や一覧性、地区別分類の欠如(長時間の放送視聴が必要)

安否情報のニーズ

資料22

◆被災者の情報ニーズにおける「家族や知人の安否」の割合

| 地震 | 発生年 | 安否情報の 必要性の程度 (発災当日) | 備考 |
|-------------------|-------|---------------------------|----------------------|
| 長崎水害 | 1982年 | 41.5% | 回答者数 443 ※水害当日 |
| 日本海中部地震 | 1983年 | 40.9% | 回答者数 723 |
| 釧路沖地震 | 1993年 | 53.5% | 回答者数 873 |
| 北海道南西沖地震 | 1993年 | 49.5% | 回答者数 204 (奥尻町) |
| 鹿児島水害 | 1993年 | 26.5% | 回答者数 226 (鹿児島市) |
| 阪神・淡路大震災 | 1995年 | 47.8% | 回答者数 699 (神戸市) |
| 東海村臨界事故 | 1999年 | 23.3% | 回答者数 318 (東海・那珂) |
| 芸予地震 | 2001年 | 54.0% | 回答者数 607 (呉市、松山市) |
| 宮城県北部を震源とする 地震 | 2003年 | 7.1% | 回答者数 550 |

※ 安否情報のニーズは事態発生後数時間～数日間がピーク。

安否情報に関する調査結果

1 阪神・淡路大震災調査結果報告（東京大学社会情報研究所：1995）

複数回答可

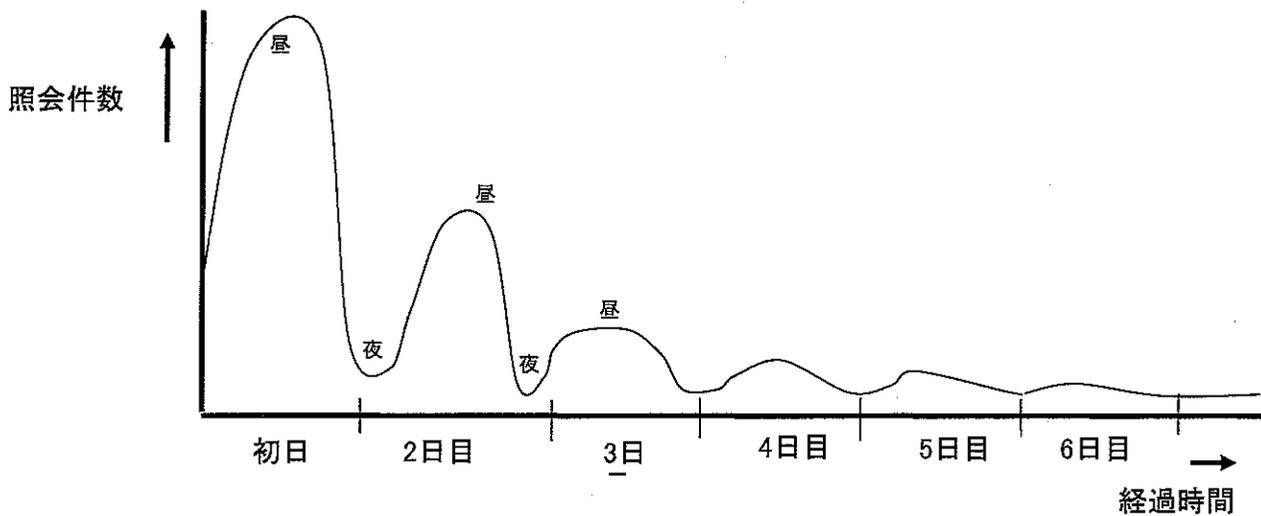
| 調査項目 | 地震当日の情報ニーズ | 地震一週間後の情報ニーズ |
|-------------|------------|--------------|
| 余震の見通し | 63.1% | 65.2% |
| 家族・知人の安否 | 47.8% | 28.2% |
| 地震規模 | 37.1% | 17.2% |
| 地震被害 | 34% | 29% |
| ライフライン復旧見通し | 31.6% | 58.5% |

2 地震に関する世論調査（内閣総理大臣官房広報室：1996）

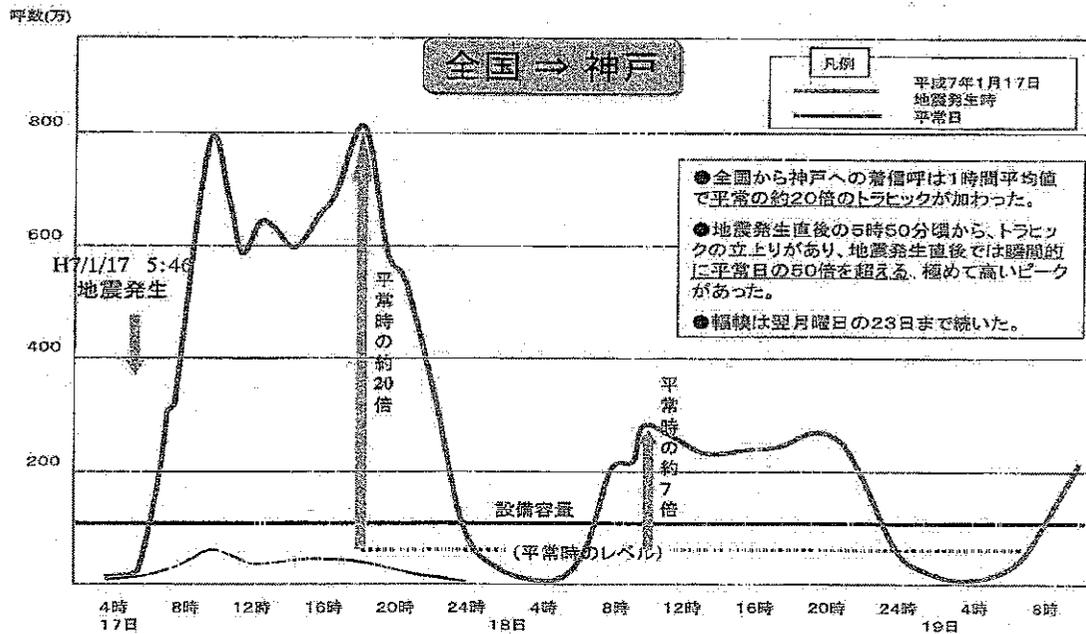
複数回答可

| 調査項目 | 地震当日の情報ニーズ | 地震一週間後の情報ニーズ |
|-------------|------------|--------------|
| 家族・知人の安否 | 66% | 30.1% |
| 居住地域の震度 | 44% | 12.1% |
| 地震規模 | 36.4% | 16.2% |
| ライフライン復旧見通し | 35.9% | 47.2% |
| 余震見通し | 35.1% | 35.1% |

安否情報照会件数の時系列推移イメージ(過去の事例をベース)



地震時の通信状況(全国から神戸への着信状況)



阪神・淡路大震災時の電話連絡状況

① 最も安否を知りたかった相手との安否確認の手段と時期 (通信総研被災地外調査)

| 安否確認の方法 | 17日AM | 17日PM | 18日 | 19日 | 20日 |
|---------------|-------|-------|-----|-----|-----|
| こちらから電話で本人に直接 | 223 | 194 | 102 | 39 | 27 |
| 本人から直接電話で | 202 | 195 | 104 | 46 | 25 |
| 直接会いに行った | 9 | 27 | 60 | 42 | 35 |
| 親戚・知人から間接的に | 93 | 171 | 100 | 37 | 31 |
| マスメディアを通して | 6 | 4 | 5 | 1 | 5 |
| 全体 | 533 | 591 | 371 | 165 | 123 |

② アメリカ・カリフォルニア州では中継方式の安否伝達が奨励されている。

③ NHK安否放送の受付数

| 区分 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受付件数 | 12,500 | 10,200 | 7,300 | 14,000 | 4,000 | 2,750 | 2,000 |
| 累計 | 12,500 | 22,700 | 30,000 | 44,000 | 48,000 | 50,750 | 52,750 |

④ 家庭の電話は通じたか (東京大学社会情報研究所調査)

| 区分 | 神戸市 (%) | 西宮市 (%) |
|------------|---------|---------|
| すべて相手に通じた | 10.1 | 16.6 |
| 一部しか通じなかった | 40.9 | 59.3 |
| 一つも通じなかった | 47.3 | 23.7 |

⑤ 地震当日の公衆電話の疎通率 (東京大学社会情報研究所調査)

| 区分 | 神戸市 (%) | 西宮市 (%) |
|------------|---------|---------|
| すべて相手に通じた | 27 | 28.5 |
| 一部しか通じなかった | 59.9 | 64.6 |
| 一つも通じなかった | 11.3 | 6.9 |

公衆電話は、家庭や会社の一般加入電話と違って、災害時にもかかりやすい「災害時優先電話」の扱いを受けており、当時神戸市内に3,400台あったといわれる公衆電話は、市民の唯一の情報連絡手段になった。

東京や大阪など被災地の外から電話しても、輻輳や通信規制によってほとんど疎通しなかったが、被災地の中から、しかも公衆電話を使えば電話は比較的疎通。

⑥ 地震時の通信輻輳状況 (NTT)

| 区分 | 発生日時 | 平常時の コール数との比較 | 輻輳期間 |
|----------|-----------|------------------|--------|
| 阪神・淡路大震災 | H7.1.17 | 50倍 | 6日間 |
| 新潟県中越地震 | H16.10.23 | 50倍 | 6時間(注) |

(注)輻輳期間が大幅に短くなった要因

①携帯電話の保有台数が400万台→9000万台となり、普及が進んだこと。

②発生場所が山間部であったこと。

安否情報伝達の通信手段の変化

◆電話の利用(1950～60年代)

- ・公衆電話(1950年代)、一般家庭の電話(1960年代)による安否確認(張り紙や電報からの変化)
- ・発災直後の輻輳の問題
 - 阪神淡路大震災では地震当日の午前には約86%、午後には約83%、翌日は約80%、翌々日は約72%の割合で電話が利用できなかった
- ・災害伝言ダイヤルサービス
 - 鳥取県西部地震(2000年)では約20万件、芸予地震では86,000件の利用
 - サービスの周知が課題と言われたが、着実に浸透(新潟県中越地震では約35万件 の利用)

◆携帯電話の利用(1990年代～契約者数は2005年1月末で8577万件)

- ・芸予地震では固定電話利用(約67%)<携帯電話利用(約76%)

◆ブロードバンド化(インターネット(メール・WEB)、IP電話、安否データベース等の利用)

宮城県沖地震(2003年)での疎通状況(回答者数 550)

| | 固定電話 | 公衆電話 | 携帯・PHS | 携帯メール | PCメール | WEB | IP電話 |
|-------------------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| すぐにつながり利用できた | 9.8% | 3.0% | 7.9% | 8.5% | 1.4% | 2.1% | 0.0% |
| つながりにくかったが利用できた | 34.8% | 2.7% | 41.6% | 19.7% | 1.1% | 0.7% | 0.4% |
| つながりにくく全く利用できなかった | 38.4% | 4.0% | 28.2% | 8.2% | 1.4% | 1.1% | 1.1% |
| 利用しようとしなかった | 17.1% | 90.3% | 22.4% | 63.6% | 96.1% | 96.1% | 98.6% |

平成16年新潟県中越地震による通信サービスへの通信規制

| 区分 | 発災当日 17:56地震発生 | 発災1日後 | | | 発災2日後 | | | 発災4日後 10:40余震発生 | | | 発災5日後 | |
|--------|---------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|-------|-------|----------|------|
| | | 6:00 | 12:00 | 18:00 | 6:00 | 12:00 | 18:00 | 6:00 | 12:00 | 18:00 | | 6:00 |
| NTT東日本 | 75%を規制 最大 通常の50倍 | 20%を規制 | | | | | | | | | 50%を規制 | |
| NTTドコモ | 75%を規制 最大 通常の45倍 | 12.5%を規制 | | | | | | | | | 12.5%を規制 | |
| au | 90%を規制 | 50%を規制 | | | | | | | | | 87.5%を規制 | |
| ポータフォン | 87%を規制 | | | | | | | | | | | |

住民アンケート調査結果 (平成17年7月実施：内閣府)

| 区分 | 小千谷市 回答数654 | | | 川口町 回答数167 | | |
|-----------------------|-------------|-------|-------------------|------------|-------|-------------------|
| | 固定電話 | 公衆電話 | 携帯電話・PHS 携帯メール | 固定電話 | 公衆電話 | 携帯電話・PHS 携帯メール |
| すぐにつながり利用できた | 2.6% | 0.8% | 1.8% | 1.2% | — | 0.6% |
| つながりにくかったが 利用できた | 14.4% | 1.7% | 30.1% | 13.2% | 2.4% | 21.0% |
| つながりにくく全く 利用できなかった | 59.6% | 7.2% | 39.0% | 62.3% | 12.6% | 44.3% |
| 利用しようとしなかった | 21.3% | 89.8% | 28.4% | 17.4% | 85.0% | 32.9% |
| 無回答 | 2.1% | 0.6% | 0.6% | 6.0% | — | 1.2% |

| 区分 | 小千谷市 回答数654 | | 川口町 回答数167 | |
|---------------------|-------------|--------|------------|--------|
| | 使った | 使わなかった | 使った | 使わなかった |
| NTT 171 | 2.9% | 97.1% | 2.4% | 97.6% |
| IPモード 災害用 伝言版 | 5.0% | 95.0% | 3.6% | 96.4% |

負傷及び死者情報の取扱い現状

1 負傷者に関する安否情報の把握（現状）

- ① 厚生労働省は、「病院防災マニュアル作成ガイドライン」の中で災害用患者リストをサンプルとして示している。
- ② 各病院は、災害時に被災患者リストを作成することが一般的（抽出調査）であるが、当該様式は任意であり統一はとれていない。
- ③ 消防機関においては、搬送した患者については、後で症状等を病院から聞き取り、救急搬送記録として保存している。

| 患 者 情 報 | | | | | | |
|-----------------------|----|----|----|-----|-------|-----|
| （平成 年 月 日 午前・後 時 分現在） | | | | | | |
| NO | 氏名 | 性別 | 年齢 | 特徴等 | 院内搬送先 | 転送先 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2 死者の身元情報の把握（現状）

- ① 死体が発見又はその旨の届出が警察にあった場合、警察官は、その死体を見分し、死因、身元等の調査を行い、遺族等に対し連絡をとることとなっている。
- ② 変死の疑いがある場合は、検察官による検死が行われるが、運用では、医師立ち会いの下、警察官が代行することが通例である。その際、安否情報については、調査することとなっている。
- ③ よって死体情報については、警察機関が把握している。
- ④ 災害時等においては、被災情報として行政にも提供されるが、あくまで死者数、負傷者数だけであり、個別の安否情報の提供はなされていないのが現状である。

